

第二章 健康・福祉

第一節 健康・医療

昭和五〇（一九七五）年代に入って、市民一人ひとりの健康に対する認識が高まり、「病気になってからの対応」以上に「病気にかからない」「異常を早期に発見し、早期に対処する」という積極的な考え方に変わってきた。その背景には、日本人の食生活の変化や高齢化などによる生活習慣病や老人病の増加という社会現象がある。本市においても、病気の予知・予防と早期発見を主眼とする健診事業を充実してほしいという市民の要望は、強くなった。

国においても、予防医学的な面に対する配慮と施策が重要視されるようになった。厚生省（現厚生労働省）は昭和五三（一九七八）年四月、国民の健康づくりを推進するため、地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査（健診）などの保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村ごとに保健センターを設置する考えを打ち出した。さらに、五八年二月施行の老人保健法によって、市町村保健センターは、健康づくりと老人保健事業を実施する拠点として改めて位置づけられた。

こうした潮流を背景に誕生し、今期の保健行政を象徴するのが、市民の健康管理の拠点である武蔵野市立保健センターである。

一 保健センターオープン

保健センターの建設計画は、市の第一期長期計画（昭和四六～五五年度）で、「市民の健康管理体制の確立」が課題として提起されたのを契機に検討が始められ、第二期長期計画（五六～六七年度）では、これを受けて「健康センター構想の具体化」が重点施策の一つとして位置づけられた。さらに、第二期長期計画を見直した第一次調整計画（六〇～六五年度）に至って、保健センターの建設は重点事業の一つとして決定し、その具体化に向けて積極的な取り組みが始まった。

この間、構想の策定に当たっては、市民参加による「健康づくり市民委員会」が五七（一九八二）年二月に建築規模（延べ床面積）を約三〇〇〇平方メートルとする答申を出したのをはじめ、五八年六月には市内在住の医師などを中心に七人で構成される「武蔵野市保健センター（仮称）建設専門家会議」（会長・苔米地孝之助財団法人健康・体力づくり事業財団専務理事）が、同年二月には、市民部長など一〇人の市職員から成る「武蔵野市保健センター（仮称）構想検討プロジェクトチーム」が相次いで設置され、それぞれ市民の要望、関係機関との連携や武蔵野市の地域性などの問題について検討が進められた。

こうした検討の結果、浮き彫りになったのは、保健センターが市民のニーズを的確に把握し、その動向に即応した施策の展開を進めるためには、従来の行政主導型からの発想の転換を凶る必要があるということだった。とりわけ保健センターの中核ともいえるべき健康診査部門は、新鋭かつ高度な医療機器を導入し、疾病の早期発見に資するための

検診を実施する部門であるが、その性格上、運営には医師や放射線技師などの医療技術者を含む物的・人的資源を確保する必要があり、また民間企業の経営のノウハウも不可欠な要件である。行政負担の軽減を図りながら事業を円滑に運営するためには、地域医療機関を含め官民一体となった事業の推進が必要であり、そのためには第三セクター方式による運営を行うことがより有効であるとの結論に達した。

六〇年二月二〇日、保健センターの建設予定地が旧清掃事務所跡地（吉祥寺北町四丁目）に決定、八月二七日には、武蔵野市保健センター（仮称）基本設計策定委員会（委員長・吉米地孝之助）が設置され、建設計画が具体化していったが、翌九月に、市内の横河北辰電機（六一年一〇月、横河電機に社名変更）から、同社創立七〇周年記念事業として医療機器の寄贈と健康診査部門運営の資金を寄付したいと、市に申し入れがあった。官民一体の第三セクター方式を考えていた市にとって、まさに「渡りに船」だった。六一年三月二八日、市と横河北辰電機、社団法人武蔵野市医師会の三者で構成する財団法人設立準備委員会が設置された。三者一体となった新しい体制のもとで地域医療に取り組むという合意に達し、新しい財団法人の構想をまとめた。この結果、六二年一〇月一日、財団法人武蔵野健康開発事業団が設立された（同事業団については次項で詳述）。第三セクター方式によって行政補完型の保健事業を行う組織は全国でも初めての試みだった。

この間、六〇年十一月三〇日に保健センター（仮称）建設基本設計策定委員会から出された報告書（建物は地上四階地下一階、延べ床面積約四二〇〇平方メートルが必要など答申）に基づき、六一年七月二日、保健センターの建築工事が、六二年八月三十一日に竣工して、一〇月三十一日オープンした。（↓資料編）

相談・検査・訓練

保健センターの構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造り、規模は報告書どおり地上四階地下一階。延べ床面積は四四七二平方メートル、総工費は約一六億円。

一階は、市民部健康課の事務室をはじめ、健康ラウンジ、講座室、健康増進室、作業療法室、言語療法室などがあがり、健康ラウンジでは、パソコンや約一五〇本のビデオにより健康・医療情報を提供している。相談室では、保健師、栄養士による健康相談・妊婦相談などが、講座室では各種健康講座が、健康増進室では、運動不足、肥満傾向のために成人病の心配のある中高年を対象に、さまざまな機器を使った運動指導を行っている。

二階は、保健センターのメインフロアともいえるべき健康診査部門である。CTスキャナー室をはじめ、超音波検査室、内視鏡室、レントゲン室（四室）、心電図室、診察室（二室）などのほか、健康開発事業団の事務室がある。市民に最も人気があるのは、この階で行われる「日帰り人間ドック」で、検尿、採血、超音波による肝臓・腎臓・膵臓などの検査、心電図、肺機能測定、眼圧測定、眼底検査、聴力検査、胸部・胃部のレントゲン、血圧測定、視力検査、身体測定などが三時間弱のうちに行われ、その日のうちに医師から直接健康診査の結果が説明される。武蔵野市民なら、受診料四万〇六〇〇円のところ一万二〇〇〇円（二万八六〇〇円は市が補助する）で受診できる。

三階の母子健診室や母子指導室では、育児相談、保育相談、乳幼児発達相談などが行われ、歯科健診室では、一歳六か月児歯科健診、妊婦歯科健診、歯みがき指導、歯科相談などさまざまな事業が展開される。このほか、この階には、子どもたちのブレイルームや、栄養指導室がある。

四階の薬剤相談室では薬に関する各種の相談を受け、臨床検査センターでは、二階で行った人間ドックや市内の医療機関から送られてくる血液、尿などが検査・分析される。



保健センターで予防接種

地下一階は、各種予防接種などを行う多目的ホールのほかは、倉庫、機械室という構成である。保健センターはオープンから約一年間で、利用者数が三万人を超え、約三〇〇の団体が視察に来了。六三年一月八日には、WHO（世界保健機関）の西太平洋加盟国のうち、中国、マレーシアなど一三か国の医師・保健医療行政担当者計一四人が本市の保健センターを訪れ、都市部の地域保健医療施設の一例として視察した。

平成元（一九八九）年一〇月から、保健センターで、機能訓練事業がスタートした。この事業は、脳卒中の後遺症や老化などで心身機能が低下した人（市内在住で四〇歳以上）で、起立・歩行などは介助なしに行える市民を対象に、理学療法士や作業療法士が指導、音楽・手工芸・体操・ダンスなどの日常生活動作に役立つ訓練をほどこすというもの。毎週火曜日と金曜日に行われ、六か月間で延べ一四六人が訓練を受けた。

都保健所の母子保健 地域保健法の制定により、平成九（一九九七）年四
サービスが市に移管 月一日から、保健所が再編整備され、武蔵野保健所
 （西久保三丁目）は三鷹市も併せて管轄することになり、名称も「東京都三鷹武蔵野保健所」となった。これに伴い、これまで都の保健所が行ってきた母子保健サービスのほとんどが市町村に移管されることになった。都（保健所）から市に移管された事業は、母親学級、妊婦健診、妊婦・新生児訪問指導、産婦健診、三〜四か月児健診、六・九か月児健診、三歳児健診などで、

これにより、今まで、「母子健康手帳の交付は市（保健センター）、三〜四か月児健診は都（武蔵野保健所）」などと複雑だったものが一元化され、妊娠から幼児期までの一貫したサービスを保健センターで受けられるようになった。

健康づくり支援センター

平成一五（二〇〇三）年五月に健康増進法が施行され、全ての市町村で健康増進計画の策定が努力目標として明示されたことを受けて、市は同年七月に健康増進計画策定委員会（委員長・苫米地孝之助東京家政大学顧問）を設置した。委員の構成は、有識者四人、専門家団体として本市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からそれぞれ一人、関係団体として武蔵野健康開発事業団など八団体からそれぞれ一人、公募市民二人、関係機関として東京都三鷹武蔵野保健所と横河電機からそれぞれ一人の計一九人である。八か月にわたる検討（市民意見交換会六日間を含む）の結果、一六年三月、健康新時代に向けて、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージ毎に取り組む課題を整理した武蔵野市健康推進計画が策定された。

この計画は、乳幼児期を対象とした「母子保健」、学齢期を対象とした「学校保健」、青年期から壮年期を対象とした「地域保健」「職域保健」、そして高齢者を対象とした「老人保健」の全てを対象範囲とし、四つの重点的取り組みが計画された。この取り組みの一つとして、一七年七月一日、保健センター内に「健康づくり支援センター」が開設された。子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことが目的で、市民公募の「健康づくり推進員」一二人が地域に出向き、一人ひとりに合った健康情報を提供する一方、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの健康づくりの専門的知識を持ったアドバイザーたちが、栄養・歯科・薬・ウォーキングなどさまざまな分野の「人材バンク出前講座」を開くなど多彩な事業を展開、市内の理容店・美容院には健康情報誌が置かれ、情報発信もするというもの。また、生活習慣病予防の正しい知識や疾病リスク行動度チェック、健康行動アドバイスを内容とす

る「生活習慣改善手帳」と、市内の健康づくり活動情報、食生活チェック・アドバイス、運動習慣チェック・アドバイスなどを載せた「健康づくり活動情報誌」の二種の冊子を発行、「健康づくりパスポート」と総称して市民に配布する。七月九日、健康づくり支援センター開設を記念して、保健センターで「健康フェスティバル」が開催され、医学博士でプロの落語家でもある立川らく朝の「健康トーク」や最新医療機器体験コーナーなど盛りだくさんのイベントが繰り広げられた。

健康づくり支援センターの一七年度の主な活動は、人材バンク出前講座を三二回実施（参加者計六二七人）、健康づくりパスポートの配布計二九九五冊などで、ほかに、変形性膝関節症で膝痛のある高齢者を対象に、四種類の体操を自宅で一か月間毎日実施する通信制講座に一〇〇人が参加した。

地域の健康づくり活動を応援する健康づくり支援センターは、今や保健センターの重要な一翼を担っている。

二 財団法人武蔵野健康開発事業団設立

保健センターの構想が進展するなかで、一番の問題は、同センター機能の中核ともいうべき健診部門をどうするかだったことは前項で述べた。健診などに対する市民の意識は高く、最新鋭の医療機器を備えなければ満足してもらえない。加えて、医師や放射線技師などの専門技術者が必要であり、市単独で運営するのは極めて難しい。そこで、健診部門だけは、第三セクターが運営するという方針を固めたが、ちょうどその頃、思わぬ動きがあつて、第三セクター化が一挙に進むことになった。

横河電機が

昭和六〇（一九八五）年九月二五日、横河北辰電機から市に対し、同社の創立七〇周年を記念して、武蔵野市で育った企業として何かお返しをしたいと、二つの提案があった。一つは、同社は世界有数の計測器メーカーなので、青少年のための計測器博物館の建設。そして、もう一つが、人間ドック（総合健康診査）を備え、開業医も利用できる、オープンな検査センターを設立してはどうかというものだった。後者は、横河正三同社社長（当時）がアメリカなどの医療システムで特に感銘を受けたものだという。保健センターの構想を進めていた市は、同社が超音波診断装置など高度な医療機器も製作していることもあって、保健センターの人間ドック部門に知恵と力を貸してほしいと要望した。これに対し横河北辰電機は、自社製の医療機器の寄贈と人間ドック部門への資金提供を申し入れた。

同年一〇月一日、市は武蔵野市医師会に横河北辰電機の申し入れを説明、協力を要請した。この間の事情は、一月一日付「武蔵野市医師会報」で報告されたが、これを読んだ市議会議員（共産党市議団）が、一月二〇日の市議会定例会一般質問で、保健センター建設について市を迫及した。「高額医療機器を製作している地元企業と市が共同運営を行うのは、財政法上問題があるのではないか」「医療機器の寄贈は否定しないが、企業が経営に参加するのは重大な問題である」などと、横河北辰電機の出資による運営に疑義を呈した。

これに対し市長は、横河北辰電機が保健センターの経営に参加するわけではなく、また仮に横河と共同出資で財団法人を設立しても、保健センター全体を財団法人に任せることはない、経営の主体はあくまで市であると答弁した。

六二年三月一七日の予算特別委員会でも、設立予定の財団法人のチェック機能はどうなっているのか、といった質問があった。これに対する市側の答弁は、財団はチェック機能があつてはじめて許可になるものであり、公益法人と

表2-1-1
人間ドック受診者数
の推移

年度	受診者数 (人)
昭和63	877
平成元	915
2	1,237
3	1,307
4	1,387
5	1,526
6	1,610
7	1,601
8	1,532
9	1,564
10	1,539
11	1,511
12	1,458
13	1,549
14	1,647
15	1,642
16	1,637
17	1,668
18	1,713
19	1,716
20	1,675

〔財団法人武蔵野健康開
発事業団事業年報〕

して常識的な体制を採っていききたい、というものだった。

こうした追及や質疑を経て、同年七月一五日、武蔵野健康開発事業団（理事長・井上文三市助役）がまず任意団体として発足、市が四億円、横河電機が一億円（ほかに同社は一億八八七〇万円相当の医療機器を寄付）を共同出資し、武蔵野市長を設立代表者として、法人としての設立許可を東京都に申請した。同事業団の設立趣旨や事業の公益性、公益性が認められ、一〇月一日、東京都知事から正式に財団法人としての許可を受けた。（↓資料編）

同事業団の意思決定機関は理事会で、井上理事長ら市の職員三人、医師会から一人、学識経験者三人、横河電機一人の計八人。理事会に意見を述べることでできる評議員会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会から各一人、市議会議員二人、市から一人、学識経験者・利用者団体代表から四人の計一〇人の構成で、理事会の運営をチェックする機能を担っている。

健康開発事業団の主要事業であり、保健センターの諸事業の目玉でもある人間ドックは、同年一月にスタートしたが、最新の医療機器を使い、受診料も格安とあって市民に好評で、表2-1-1が示すように、年間受診者数は毎年一五〇〇人前後（実施日数は約一〇〇日）に上っている（今期の最高は平成一七年度の一六六八人）。

同事業団での人間ドックは、新しい医療機器が開発されると、慎重に検討したうえ導入する一方、検査項

目自体も、新しい医療状況に対応して追加している。平成一四年度には、従来の基本項目に四項目を追加した。悪玉コレステロールの値を測定する「LDLコレステロール」、腎臓や尿管の病気の有無を調べる「尿沈渣」、消化器管の病気の有無を検査する「便潜血二回法」、貧血の種類・原因・性質を調べる「MCV・MCH・MCHC」である。さらに希望者に対し、骨密度を測定する「骨塩定量検査」、動脈硬化の判定をする「頸動脈超音波検査」などオプション検査を六項目設定した。翌一五年度には、「C型肝炎検査（HCV抗体）」がオプション検査として追加された。

人間ドック以外では、市が昭和六三年から行っている、肺がん検診、胃がん検診、乳がん精密検診、若年層胸部検診を、市からの受託事業として行い、平成八年からは骨粗しょう症予防検診なども行っている。

このほか、同事業団では、市民向けの各種健康講座などの啓発事業、健康に関する市民意識調査、骨粗しょう症予防対策の検討など調査研究事業を毎年実施している。

かかりつけ医・訪問診療医 市は、平成一一（一九九九）年四月一日から、市医師会の協力により、「かかりつけ医・

紹介制度がスタート

訪問診療医」の紹介制度をスタートさせた。これは一二年度から実施される介護保険

制度に備えたもので、在宅で診療を希望する人や、介護保険の申請をする人に必要な「かかりつけ医の意見書」を書いてくれる医師を紹介する制度である。医師会が複数の医療機関を紹介、申請者はその中から選択することができるという便宜を図っている。紹介は市福祉保健部（現健康福祉部）や三鷹武蔵野保健所などで受け付け、医師会が設けた相談窓口を通して医師を見つけるといふ制度。保健・医療と福祉の一体化が狙いで、その理念は、七年三月に武蔵野市地域医療システム調査研究委員会（委員長・大道久日本大学医学部教授）から提出された報告書に基づいている。

二 武蔵野赤十字病院に市民用ベッド確保

本市における今期の医療行政で大きく前進したのは、武蔵野赤十字病院（境南町一丁目）との連携である。

市は平成六（一九九四）年三月一日、武蔵野赤十字病院に委託して、在宅介護支援センター事業をスタートさせた。市内在住の六五歳以上の人またはその介護に当たっている家族が対象で、在宅介護方法の具体的指導をはじめ、各種の保健福祉サービスの紹介やその手続きについて援助したり、介護機器・用品の紹介など、在宅介護に関するさまざまな相談に応じる。相談方法は、来所相談、電話での相談のほか、必要に応じて家庭訪問による相談も受けられる。保健・医療と福祉の連携の一例である。

同年六月、武蔵野赤十字病院の協力体制システムについての研究を主目的として、前項で触れた「武蔵野市地域医療システム調査研究委員会」（学識経験者や医療関係者など一二人の委員で構成）が設置された。当時、武蔵野赤十字病院には、地域に根ざした総合病院として一層の機能の充実を図るため、これまでの五七〇床に加え、一五〇床の増床を目指した増改築計画があった。この計画を進めるに当たって、同病院は、武蔵野市民病院的な役割を担うことが大きな使命であるという考え方を明らかにし、その役割を果たすために、武蔵野市民用の病床を用意する方策を市に提案するとともに、援助を要請した。この要請を受けて設置されたのが、同調査研究委員会である。一〇か月にわたる検討の末、報告書を出したが、その中で、武蔵野赤十字病院には、①高度医療の提供、②地域ケア体制を包括的に支える中核的病院としての役割、③市民病院的役割を期待する、とし、市には予算措置を検討するよう提言した。

武蔵野赤十字病院は、この報告書を踏まえ、市医師会とも検討・協議を行い、増改築に伴い、二三〇床の市民用病床を確保するのて財政援助を、と市に要望した。

九年四月二八日、市は武蔵野赤十字病院との間で「市民用病床の確保に関する協定書」に調印（↓資料編）。協定によって、市は、市民が高度で先進的な医療を受ける機会を確保するため、武蔵野赤十字病院増改築後、二三〇床の市民病床を確保する。そのための事業に平成九年度から二億円、一一年度までの三年間に六億円の財政援助をした。一一年三月に増改築が完成。それまで同病院は常時、一〇〇人近くの武蔵野市民の入院患者を受け入れていたが、この増改築により、さらに一三〇人の入院が可能となった。

小児救急体制充実のため

平成一四（二〇〇二）年九月、岩手県一関市で生後八か月の乳児が、小児科医不在

武蔵野赤十字病院に財政支援 などの理由で数か所の救急病院から診療を拒まれ、小児科医に診てもらえないまま死亡するという痛ましい事件が起きた。この事件をきっかけに、小児救急体制の不備や小児科医の不足が改めて注目され、大きな社会問題となった。状況の深刻さを踏まえ、市は、市医師会、武蔵野赤十字病院と、本市の小児救急体制について協議に入った。当時、市内には小児科医（開業医）は一四人いて、五〇代以上のベテラン医が多かったが、開業医では二四時間体制とはいかない。救急病院でも小児科医を毎日当直に充てられない状況だった。このため、小児の急患は、最初から武蔵野赤十字病院へ行くケースが多かった。同病院では、全患者に占める小児科の割合は、時間内診察では約五パーセントだが、休日・深夜などの時間外急患になると約三〇パーセントに上っている。これに対し、八人の小児科医が交代で当直に当たるといふ、負担の大きい部署だった。

そこで市は、近隣市とも連携して、武蔵野赤十字病院に対し財政支援を行い、小児救急体制を強化することにし、

一五年二月一三日、武蔵野・小金井両市と武蔵野赤十字病院は、「小児救急医療体制の充実に関する協定」を締結した。この協定に基づき、一五年度から、武蔵野市が年間一〇〇万円（小金井市は三〇〇万円）の財政支援を行うことにより、同病院は、小児科医を二人増員、小児救急医療が「三六五日二四時間」可能となる画期的な体制となった。締結を結んだ日、三宅祥三院長（当時）は、新聞社の取材に対し「医師増員によって当直体制や患者一人あたりの診療時間に余裕が生まれるので、両市からの財政支援は大変ありがたい」と述べた（読売新聞 平成一五年二月一四日付）。

一七年五月から、武蔵野赤十字病院での平日夜間診療の一部（月三回三時間ずつ）を、武蔵野市医師会の小児科医が同病院で診療協力することになり、地域の医療連携によって、小児救急外来はさらに充実した。

本市の医療の体系は、市民生活に密着した第一次医療（プライマリ・ケア）を行うかかりつけ医など開業医、第二次医療（主として入院による治療を必要とする医療）を行う救急病院、そして第三次医療（腎移植や心臓冠動脈バイパス造成など高度かつ特殊な医療）を行う救命救急病院としての武蔵野赤十字病院で構成されており、病診連携（開業医と病院の連携）・病病連携（病院相互の連携）のネットワークが有効に機能している。とりわけ武蔵野赤十字病院の存在は大きく、救命救急センターとしての役割を持つだけでなく、医療レベルの高い基幹病院であり、しかも市民病院の性格を持っている。

武蔵野赤十字病院内の伝染病棟 武蔵野市と三鷹市は昭和三〇（一九五五）年、ごみ焼却場と伝染病院の建設・

市から東京都の所管へ

運営を共同で行うため、一部事務組合の「武蔵野三鷹地区保健衛生組合」を設立した。一部事務組合とは、二つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するため設ける特別地方公共団体（地方自治法第二八四条）である。

発足当時、ごみは三鷹市内に建設された通称「ふじみ処理場」で処理することになった。一方、伝染病院は三一年に武蔵野赤十字病院内に、三階建て六〇床の伝染病棟「ふじみ病棟」として建設され、伝染病の治療と予防の使命を果たしてきた。ところが、平成一一（一九九九）年四月に、感染症予防法が施行され、伝染病院の設置義務が市から都の所管となった。所管が変わっただけで伝染病棟は同年三月に建設された新病棟に移り、伝染病に対応している。

なお、ごみ処理については、すでに昭和五九（一九八四）年、本市にクリーンセンター（緑町三丁目）が建設され、一市一処理場の体制が確立していたため、伝染病棟の都移管で武蔵野三鷹地区保健衛生組合の使命は終わり、残務処理を経て、平成一五年三月三十一日で解散した。

第二節 良福祉・中負担の実践

一 福祉施策

わが国の社会保障制度は、平成一二（二〇〇〇）年の社会福祉基礎構造改革に基づき、同年の介護保険法施行、社会福祉事業法から社会福祉法への改正、同一五年の障害者福祉における支援費制度の施行などがあり、また期を越えた一八年度には障害者自立支援法も施行されるなど、個人が人間としての尊厳を持って、その人らしい自立した生活を営むことのできる社会の継続・発展を目指し、社会福祉制度全般にわたる見直しが行われた。

また、次世代育成支援対策推進法の制定（平成一五年）、児童福祉法の改正（同）などにより、地域における子育て施策推進の大切さが明確化され、さらに全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として位置づけられることになった。

良福祉・中負担

このように社会福祉制度全般にわたる見直しが進む中で、本市は平成八（一九九六）年三月、「自主、自立、自尊の精神を大切にしながらお互いが助け合う」という形で実践してきた武蔵野市の福祉の伝統を踏まえ、さらに発展させた福祉政策を検討する「ために有識者と市民三一人で構成する「成熟社会における武蔵野市の福祉のあり方を考える懇談会」を設置してそれまでの福祉政策の検証、あるべき福祉の形などを検討し

た結果、同年十一月、「ともに生きともに支え合う地域福祉の推進」や「自立支援・促進型福祉の充実」などを掲げた同懇談会の報告書「良福祉・中負担の活力ある地域社会をめざして」がまとまった（↓資料編）。以後、「良福祉・中負担」は本市の福祉施策を語るときのキーワードとして定着した。

介護保険導入前後

また、平成一二（二〇〇〇）年の介護保険制度の導入に当たっては、厚生省（当時）が「介護保険制度大綱」を発表した八年六月以降、庁内に「介護保険対策研究チーム」（事務局は当時の福祉計画課）を発足させ、介護保険制度導入による問題点と対策の検討に着手した。以後の動きについては、本節五の「介護保険制度」で詳述するので重複を避けるが、市長自ら先頭に立って、介護保険制度の問題点を何度も全国に向けて情報発信するとともに、市独自の対案や対策も提起することになる。一自治体の取り組みにもかかわらずスコミも大きく取り上げた。

当時の本市が介護保険制度の導入に異議申し立てをした背景には、それまでの本市の福祉施策の特徴であった全国の地域ケアセンターや福祉公社設立、0123吉祥寺や都市型小規模の特別養護老人ホーム開設などに象徴される、市民ニーズに対応した「全国初となるさまざまな先進的取り組み」や、国基準・都基準を上回る「高いサービス水準の提供」、配食サービスや施設運営を多面的に支える多くのボランティアの力による「公助・共助・自助による特徴のある福祉のまちづくり」などが、地方分権の流れに逆行するナショナルスタンダード化された介護保険の導入によって失われはしないかという危機意識があったといえることができる。

介護保険は予定どおり、平成一二年四月から導入されたが、本市ではそこに至る過程の一〇年四月、介護保険導入に当たっての「基本指針」を発表、その中で「現行の福祉サービスを低下させない方向で、介護保険制度の欠陥・問

題点を包み込み、克服するための新しい地域ケアシステムの確立を目指さなければならない」とする方針を示し、その姿勢が介護保険導入後の本市の高齢者福祉施策を特徴づける基本的原則となり、一二年三月、介護保険条例とともに、それを補完し高齢者施策を総合的に体系化するものとして、高齢者福祉総合条例を制定した。

介護保険にこだわるあまり（事実、同保険はそれほど大きなできごとだった）、話が高齢者福祉に集中した嫌いがあるが、事はそこにとどまらない。障害者施策、母子福祉などでも同様に、市民の声にこたえてさまざまな新しい取り組みが行われたことは、以下の各項で明らかになる。

福祉総合計画へ

わが国では少子高齢化、核家族化が急速に進み、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育てしてきた。さらに、人口減少社会や低成長経済への移行など、市民を取り巻く社会状況も大きく変化している。その分、福祉に対する市民の要求は増大かつ多様化し、福祉サービスの仕組みやあり方を総合的に再構築しなければ、本市の掲げる「良福祉・中負担」の理念を引き続き具体化していくことが難しい状況を迎えている。

そこで、既存の社会資源・サービス・仕組みを最大限に活用しつつ、より総合的な見地から市の福祉施策を推進・継続するため、期末の平成一七（二〇〇五）年に至って「地域福祉計画」と「高齢者保健福祉計画・介護事業計画・障害者計画」（いわゆる福祉三計画）を一体的に改定する作業に着手、同年一月「中間のまとめ」（計画案）を作成した。計画案に市民の声を反映して、期を越えた一八年三月、計画期間の終わる「地域福祉計画」と「福祉三計画」を一体化した「福祉総合計画」が策定された。

地域福祉計画では地域で支え合う福祉のまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、サービスの質の向上と利用者

の保護などを、障害者計画では障害のある人が安心して暮らし続けられ、かつ積極的にまちづくりに参加することができるように就労支援ネットワークなどを、また高齢者計画では就労支援と生きがい活動の推進、介護予防施策・在宅介護支援の推進などに努めるとし、「年齢、性別、国籍の違いや障害のあるなしにかかわらず、市民の誰もが地域で自立した生活ができるよう、誰も排除も差別もされず、互いに認め合い、助け合う温かい地域社会の実現を」目指すと明記した。その意味で、地域に根を張った「支え合いのネットワーク」づくりが今後ますます重要になってくる。

(一) 武蔵野市福祉公社

昭和五六（一九八一）年四月、市の施設福祉から在宅福祉への政策転換を背景に、武蔵野市福祉公社（以下、公社と略）の事業がスタートした。在宅サービスは当時、行政による公的在宅福祉サービスだけで、民間のシルバービジネスもなかった。そんな状況の中で、公的サービスを補充・補完する上乘せサービスの提供機関として、市が事業開始をするのに先行して前年の一二月に公社を設立したのである。

福祉の世界の 無償で提供される公的サービスとの均衡上、公社では、有償のサービス提供という形を採った。その**先頭を走る** して、料金を払う資力がなくても不動産があれば市がそれを担保に福祉資金を貸し付け、利用者が亡くなった後に清算する「リバースモーゲージ」を導入した。一連のサービス体系は、武蔵野方式と呼ばれるようになる。

公社設立によって、①契約による有償サービスの提供、②住民参加型の家事援助・介助サービス、③リバースモーゲージによる資産活用、④ケアマネジメント、といった面で福祉の世界に新しいあり様を提起した。後の福祉制度を

これに対比して見ると、①は平成一二(二〇〇〇)年の介護保険導入により福祉サービスが契約により有償で提供されるのが通常の状態となった、②は介護保険の訪問介護サービスの担い手である二級ヘルパーの大部分が市民主婦層であること、③のリバースモーゲージは社会福祉協議会が実施している長期生活支援資金の貸し付け制度が全国展開されるようになった、また、④については公社でソーシャルワーカーが担っていたトータルケアマネジメントも、介護保険のケアマネジメントとして部分的に制度化された。このように、公社の始めた事業は後の福祉制度の先端を走っていたことがよく分かる。

ここで注意しておきたいのは、公社のサービスは有償だが、取引社会における対価的サービスではないことだ。またケアマネジメントも一貫性・個別性・総合性を備えた支援であり、介護保険のそれより守備範囲が広い。そして公社のソーシャルワーカー、看護師、住民参加型のサービスの担い手である協力員(公社に登録し、利用者の家で家事援助・介助を行ういわば有償ボランティア)たちが一丸となって、市の社会的発明ともいべきこの独自事業を成功させるべく寝食を忘れて取り組んできたことである。

公社は五七年三月、創立一周年記念式典を挙行、翌四月から緊急通報システムを導入した。急を要する事態にある利用者宅からの緊急通報は東京老人ホーム(西東京市柳沢)に設置した管理センターに電話回線で届き、状況が分かったらセンターから各担当のソーシャルワーカーや看護師の自宅に連絡が行き、緊急対応する。二四時間三六五日の対応もまた、職員の熱意に支えられてこそ可能なことであつたらう。その後の事業展開にも共通することだが、公社のサービスは常に、具体的な利用者像から出発しているのが特徴の一つである。

財産保全の 昭和五八（一九八三）年一月、公社はソーシャルワーカーの手作り通信、「福祉公社だより」を創刊サービスも する。公社と利用者、利用者相互の連帯を深める狙いがあった。前後して、親睦バスハイクや新年会なども行われるようになった。同年四月から福祉資金貸し付け利用に「市内居住一年以上」の条件が加わった。他の自治体から転入してきた直後から、この制度を利用する市民が相次いだための措置だった。

五九年四月、財産保全サービス事業が始まる。利用者の生活を包括的に支援する公社にとって、金融事務を代行支援する必要性が生じたためである。これがやがて、権利擁護・成年後見事業につながっていく。

設立から三年たった。当初「買う福祉・金持ち福祉」と批判された。実態はどうか。全国社会福祉協議会と市がそれぞれ独自に評価を行い、六〇年七、八月に報告書が出た。市の評価の一端を「資料編」に載せておく。

同年九月、自宅に引きこもりがちな利用者の身体機能の維持を図るため、理学療法士による日常生活リハビリの訪問指導を始めた。そして翌六一年五月、創立五周年記念式典を行ったのを機に、人と人が手を取り合って支え合うのをイメージ化したシンボルマークを制定した。

全国で初の 任意団体として発足した公社の悲願は法人格の取得だった。法人化すれば、権利義務の主体、あるいは**財団法人化** は社会的地位が認められ、より安定した事業の遂行が可能になる。そのための公益事業として昭和六二（一九八七）年、公社は市から「北町高齢者センター」（↓本節三）の管理運営を受託した。

また翌六三年から、自主事業として、①高齢者・障害者トータルケア事業、②高齢者緊急時入院医療費助成事業、③高齢者総合相談事業を始める。①は資産のない市民にも一定の公社サービスを無料で提供するものであり、②は差額ベッドや付き添い費用の助成、③は公社の培ってきた相談援助のノウハウを活用して公社のソーシャルワーカーが

一般的生活相談を、また各領域の専門職がリハビリ、税務、法律、介護などの相談に応ずるものだった。

平成元（一九八九）年三月、国の福祉関係三審議会合同企画分科会が、「行政関与型のサービス提供機関は、地域特性に応じた創造的な供給体制の確立の面で評価でき、一定の条件の下で公益法人化を図ることが考えられる」という見解を出したのを受け、公社は同月三二日に、モデルケースとして全国初の財団法人となった（↓資料編）。この年一〇月、市から生きがいと健康づくり推進事業を受託、コミュニティセンターを拠点とした地域健康クラブを組織して高齢者の仲間作りや健康促進、介護予防の事業を始め、着実に実績を上げてきた。

平成五年九月、「高齢者総合センター」（↓本節三）の管理運営を受託。公社は市の福祉体系上、総合的な福祉事業体として位置づけられる。同年秋、現在地（吉祥寺本町四丁目）に事務局が移転、九年一〇月、ホームヘルプセンター武蔵野の事業がスタートし、二級ヘルパーの育成と派遣を担うようになる。

介護保険を機に 平成一二年（二〇〇〇）年四月、介護保険がスタートした。公社の進めてきた主要な事業が大きい**後見サービス** に影響を受ける。有償在宅福祉サービス事業においては、ソーシャルワーカーとケアマネジャーの業務内容（相談援助、福祉サービスの需給調整など）が一部重複する。当初はソーシャルワーカーがケアマネジャーを兼務し、二面的立場で利用者を支援していたが、その後公社内にケアマネジャーの専門部署を作り、介護保険のケアマネジャーの業務を分離・独立させた。同年九月には高齢者の財産管理を主とする独自の権利擁護事業を始め、合わせて都社会福祉協議会の地域権利福祉事業を受託した。公社が高齢者の財産を本人のために管理し、サービス利用に応じて合理的に使い、安心して暮らせる生活を支援し、またそのノウハウを蓄積してきたからだ。これにより公社は、市の権利擁護部門のセンターとなった。一二年には市から、移送サービス（レモンキャブ）事業を受託している。

平成一四年一月、介護保険の要であるケアマネジャーの質の確保のための研修センターが高齢者総合センターの中に開設されると、経験と実績のある公社が運営を担うこととなる。

介護保険と同時に成年後見制度が実施され、判断能力が低下し、かつ親族による支援を得られない市民の処遇が社会的課題となった。公社は法人として成年後見人などになってこれに対応した。昭和五六（一九八一）年に始めた有償在宅福祉サービスは、公社と利用契約を結べる市民には準後見的身の上配慮サービスを、また判断能力が低下した市民には成年後見サービスを提供する形に再構成されたのである。

今後、ますます少子高齢化が進み、身寄りのない市民が激増するすう勢にある。公社の役割はそうした市民の最後の砦、守り手としていっそう重要になる。

（二） 武蔵野市民社会福祉協議会

福祉公社は本市独自の団体だが、厚生省（当時）主導でできた社会福祉協議会（社協）は、全国どこの自治体にもある。本市では昭和三七（一九六二）年六月に設立された。行政になじまない事業や市からの委託事業、各種貸付・助成事業などを、福祉団体や関係機関と連携して手がけてきた。組織は当初から、援護・障害・老人・婦人・児童・保育の六部会制だったが、四九年にコミュニティ部会が、また五七年に広報部会が生まれ、八部会となった。

社協は会員に支えられた組織だが、本市の場合「市民の自主参加」、つまり個人加入が原則。町内会、自治会などが一括して加入している他の自治体とこの点が大きく異なる。五三年に社会福祉法人化した時、名称の中に「民」の一文字を加え、武蔵野市民社会福祉協議会（以下、市民社協と略）としたのも、その原則に沿った。「民」の付く社

協は、他に例がない。しかし個人加入は組織の強化につながらない。会員増加が思うにまかせず、その分貴重な自主財源である会費収入に跳ね返る。

会員増強 今期に入っても事情は変わらない。「未だ一般市民にとっては市役所の一部として理解している人も多くに向けて、認知度の低いのが現状」とは、平成五（一九九三）年策定の「武蔵野市地域福祉計画」の一節。部会制で活動してきたこと、事務局が市役所にあつたことなども重なり、市民になかなか存在が浸透しない。認知度が低いから当然、会員加入も伸び悩む。そこで、前期末辺りから機会ある毎に会員増強に力を入れてきた。

広報部会を作り、全戸配布とした広報紙「市民社協だより」（その後「ふれあいむさしの21」↓「市民社協だよりふれあい」と改題）を昭和六〇年には二ページ増の四ページ建てに、また平成元年五月には年三回から年六回に、さらに一一年六月から毎月発行にするなどして活動をアピールしてきた。コミセンでも加入を受け付けるようになる。平成元年九月、会員の交流・拡大を兼ねて初めて「会員のつどい」（武蔵野公会堂）を開いた。映画と交流会が好評だったのを受けて二年七月から「七夕のつどい」として定例化、以後毎年七夕前後の休日に武蔵野市民文化会館で開かれるようになり、市民社協の存在アピール、会員増加に一定の成果を生んできた。（↓資料編）

「市民」組織へ 「民間」を標榜してきた。が、現状は必ずしもそうはいえない。今期、「他市にない市民のための組織脱皮の機会も 織」に脱皮するチャンスがあつた。

平成五（一九九三）年一〇月、事務局が市役所から吉祥寺本町四丁目の現在地に移転した。翌六年五月、設立以来市長が務めてきた会長に、土屋市長の勧めもあつて初めて「市民」が就いた。七年四月にはやはり「市民」の組織であるボランティアセンター武蔵野（VCM↓次項）と一緒にになった。

しかし、VCMとの統合が行政主導だったことに象徴されるように、財政面、人事面、あるいは活動自体が行政と分かち難く結びついている現状を打ち破るには至らなかつた。そのことの是非はおく。市民組織としての自立、財政基盤の確立は期を越えた課題として残つた。

高齢者対策 今期前半の活動で目立つたのは、高齢者対策である。昭和五九（一九八四）年から中央ロータリークに取り組む ラブと共催で「寝たきり老人の調髪サービス事業」を始めた。六一年には「寝たきり老人介護者のつどい」を事業化、さらに六三年五月からは市内のコミュニティセンターを会場に「介護講習会」を開くなど、在宅福祉につながる活動を意欲的に展開してきた。

中でも介護講習会の果たした役割は大きい。平成三年六月から講習会の修了者たちが地区毎に「地域ケアグループ」を立ち上げる。同グループは四年五月から簡単な食事や買い物介助などの在宅福祉サービスを始めた。この活動は一年六月、役割を終えて打ち切りになるが、グループは後で触れる「地域福祉活動協議会」（地域社協）設立の強力な推進力になる。一六年四月、地域社協の中に吸収されるが、会員は引き続き地域社協の中で中核を担っていく。

平成一二年四月、市民社協が前年一月に誕生したテンミリオンハウス（↓本節四）の起業・運営支援を市から委託されるのも、こうした活動が評価されたのだろう。

スクラップ・ 市民社協にはやりたいこと、成すべきことがいろいろある。現に、いっぱい事業を抱えている。

アンド・ビルド 平成四（一九九二）年度の予算書には「七〇種類」との記載がある。人手が欲しい。が、増員する余裕はない。そのせいばかりではないが、新しい事業を受託する一方で、打ち切りになる事業も後を絶たない。たとえば期半ばの平成一〇年から二、三年を見ても――、

一〇年には昭和五四（一九七九）年から始めた「被保護世帯・低所得世帯レクリエーション」事業、平成八年に始めたばかりの「愛の手帳所有者向けボーリング大会」が、翌一年には前述の「介護講習会」が、さらに二年には昭和六一年以来続いていた「寝たきり老人介護者のつどい」なども終了した。

参加者がいなくなった、市からの委託が打ち切りになったなど事情はさまざまだが、平成一一年には高い評価を得ていた「心豊かな母と子のつどい」も終わっている。二年六月にスタートして九年間に七五回の実績を積み上げたが、「0123」などの登場で「役割を終えた」という。ここでも行政との関係が問われるところだが、市民社協はこうしたスクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながら、あらまほしき活動のあり方を模索してきたと見るべきだろう。

出入りの激しい事業の中で、昭和四八（一九七三）年以来続いている息の長い事業もある。個人タクシー協同組合の協力で年一回実施している「重度障害者レクリエーション事業」である。例年二〇人前後が参加し、日帰り圏の観光地などに一日ドライブを楽しむ。同伴者が参加者の倍以上いる。並大抵の事業ではない。

地域に重点

今期、市民社協は二度、「地域福祉活動計画」を策定した。最初は平成七（一九九五）年三月の「ふれあいネットワーク武蔵野市21」と副題の付いた第一次活動計画である。「組織整備と地区社協を基礎とする小地域福祉活動の展開」などを目標に掲げた。最大の眼目は「地域福祉活動推進協議会」、いわゆる「地域社協」の設立・支援である。市民社協はここでシフトを「地域」に大きく切り換えた。七年五月の「南町福祉の会」を第一号に、市内二三地区に出来る地域社協については次項二の（二）で詳述する。以後、市民社協は助成金も含め、地域社協の運営に積極的にかかわってゆく。その過程で一〇年四月、設立以来の部会制は廃止された。次いで一六年三月、第二次活動計画が策定された。副題は「みんなが主役 ささえあいのまちづくりをめざして」。地域活動の定着、

組織の強化などを謳い、同年五月から停滞気味の会員獲得を目指して第一次会員増強計画に取り組んだ。

コーデイネイトと 最後に、財政問題について少し触れておく。市民社協の活動は五割を超えた市からの補助金、ネットワーク強化（会費、寄付金、日赤の共同募金の配分金、収益金などに支えられている）。

再三触れたように会費収入など自主財源に多くは期待できない。昭和六二（一九八七）年五月、市からの拠出金三億円で社会福祉基金を創設、運用益が入るようになった。平成八（一九九六）年から年一回のチャリティゴルフが始まり、一〇年からバザー（一五年で終了）の収益金も入るようになったが、期末に近い一六年度から市の補助金が大幅に減額調整され、代わりに基金から毎年三〇〇〇万円を取り崩すようになった。財政基盤の確立もまた、積み残された大きな課題である。

地域社協やテンミリオンハウス、あるいはVCMの活動などを通して、福祉のネットワークづくり、各種コーデイネイトの強化などを図る市民社協の活動そのものは地域にしっかりと根を張り始めた。

（三） ボランティアセンター武蔵野

「ボランティアセンター武蔵野」（以下、VCMと略）は昭和五三（一九七八）年五月、個人会員を中心とした市民組織として誕生した。運営方針や事業計画を立てる市民主体の運営委員会（当初一五人）と実務を担当する事務局が両輪になって活動してきた。会員は当初、ボランティア活動への参加を希望する登録会員（会費無料。平成二年から活動会員と名称変更）と、参加は出来ないが資金面でサポートしようという賛助会員（当初年会費五〇〇円、後に一〇〇〇円）に分かれ、VCMはボランティアを必要とする個人や団体と登録会員とのコーデイネイト役を主たる事業

に、ボランティア活動の裾野を広げるためのボランティア講座、手話勉強会、地域懇談会などを手掛けてきた。

現在（平成二二年）のレモンキャブ事業の前身である富士福祉事業団寝台車センターと契約し、高齢者や障害者の移送サービスなども行っていた。

中高生らも視野に入れ

今期がスタートした昭和五八（一九八三）年は設立五周年に当たったが、この年の登録会員は六七五人、賛助会員三一七人、ボランティアの依頼を受けた件数は一五九件だった。

市からの委託事業などをこなす傍ら、運営委員会提案のさまざまな自主事業に取り組んできたが、その一つに中高生を対象にした事業もあった。昭和六三年八月から始まった「中高生夏休み体験ボランティア事業」である。初年度は受け入れ施設一か所、参加者一九人にすぎなかったが、四年目頃から両者とも増え始め、一八年目となる期末の平成一七（二〇〇五）年には五二か所の施設に一三四人が参加するほどになった。社会人の参加者があったりで名称が変わり、「夏！体験ボランティア」として定着した。一七年八月からは小学生親子を対象とした入門講座「ボランティア探検隊!!」も生まれている。

市民社協に統合

VCMは試行錯誤を続ける中で平成七（一九九五）年、大きな転機を迎える。市の「地域福祉計画」を受ける形で、市民社会福祉協議会（市民社協）と統合したのである。行政色の強い組織との統合に異論も出たが、設立以来の自主運営・自主活動の堅持、特別会計の採用などが入れられたうえでの統合だった。

統合を機に賛助会員は社協に移行し、代わって活動に参加する趣味の会などの団体会員が生まれた。同時に、設立以来発行してきた広報紙「ボランティアセンター武蔵野」は、社協の広報紙「ふれあいむさしの21」に移行した。

また、統合を機にVCMは、それまで必ずしも明確ではなかった市内に数あるボランティア団体のセンターとして

の役割を強める。ロータリークラブと共催でボランティア団体同士の交流会を開いたり、ボランティアの受け入れ施設との交流会、NPO団体との連絡協議会づくりなどに取り組んだのも、その一環である。全てが順調だったわけではないが、関係団体の間の風通しを良くし、相互が連絡する土壌づくりに道を開いた。

成功した「おとば」

そうした経緯の反省のうえにたつて成功したのが、定年前後の人たちを対象に地域での活動のきっかけづくりを狙って平成一二(二〇〇〇)年六月に始めた「お父さんお帰りなさいパーティー」(通称おとば)である。初回は横河電機の施設を借りたが二年目から武蔵境のスイングホールに会場を移し、毎年五月、一〇〇人以上が参加する催しに発展した。おとばから定年前後の市民がボランティア活動に入っていく。料理教室、車いす体験の会などフォローアップ事業も生まれ、平成一七年六月からは、毎週水曜日に「おとばサロン」を開設するほどになった。

若者をボランティア活動に誘おうという試みにも力が入る。平成一四年六月、スクールアクションプログラム(SAP)に取りかかった。大学生が中心になり、中高校生を対象にプロの選手を招き「車いすバスケット」を開催したりした。一六年五月、その延長上に市内と周辺の大学を繋ぐボラネット(ボランティアネットワーク)を立ち上げた。大学生対象に福祉やボランティアについて学んでもらおうというインターンシップ制度も取り入れた。

出版・広報活動

今期の活動で特筆しておきたいのは出版活動である。社協に統合した平成七(一九九五)年、VCMは東京都から「ボランティアのまちづくり推進事業」の指定を受けた。その事業の一環で行った現状調査の成果として八年三月、市内のボランティア団体を集約した『ボランティアガイド』(九二ページ)が出た。翌平成九年四月には、障害者・高齢者のための町別・エリア別のタウンガイド『アルク』がまとまる(↓本節六)。

一〇〇人を超えるボランティアの協力を得て市内の店舗・施設を一軒一軒チェックした。調査には阪神・淡路大震災の救援にかかわった市民の紹介で、神戸の小学生四人と車いすの女性も五日間参加した。平成一三年九月から半年かけて会員やボランティア四〇〇余人が参加した実地調査は、「車いすのためのお役立ちマップ」となって、一四年八月、完成した(↓同)。

また、平成一四年から新たに年三回、広報紙「VCM通信」(↓資料編)を発行、一七年から年六回に増やした。

広がる裾野

VCMでも平成一五(二〇〇三)年からコーディネート事業において、パソコンによるデータ管理を導入し事務作業の効率化を図った。一六年四月からはホームページも開設した。

平成一七年五月の規約改正で、従来別々に分けていた福祉団体、ボランティア団体などへの助成制度を「ボランティア・市民活動団体助成」に一本化した。同年の活動会員六九四人、登録団体五四、ボランティア紹介件数五四〇。数だけ見ると今期の歩みは遅々たるものに見えるが、活動会員に例をとると当初の五〜六〇代の主婦から三〜四〇代の主婦、あるいは学生・生徒、熟年男性へと広がった。ボランティアのきっかけづくりや人材の育成に力を注いできたVCMの活動が、ボランティアの裾野を広げ、ボランティアの風土づくりに大きな役割を果たしている。

二 地域福祉

行政が「地域福祉」というときの「地域」とは、どこを指すのだろう。「百年史続編」ではその点に言及した項目がないので、「福祉」を視野に入れながら、本市における「地域」を大まかに整理しておく。

国が「地域福祉計画」などで使っている地域は、大抵の場合、市町村を一単位としているが、本市が福祉などで用いる地域はもっと狭いエリアを指す。

地域にもいろいろ

市内をどう分けているか。市が統計をまとめる時、東部・中部・西部の「三地域」に分ける。こ
とがある。

東部は御殿山と吉祥寺が頭に付く四町、中部は中町、西久保、緑町、八幡町、関前、そして西部は境、境南町、桜堤を指しているが、統計以外では余り使われない。次が、明治二二（一八八九）年に武蔵野村が誕生する前の旧村名に由来する吉祥寺、西窪（西久保）、関前、境の「四地域」。これも、昭和三七（一九六二）年の町名整理以降、そう使われなくなった。「六地域」は市内に六校ある市立中学校の校区。平成五（一九九三）年九月に一か所目が出来た「在宅介護支援センター」も、これに拠^よっている。市立小学校の校区は八年四月に境北小と桜堤小の統合（桜野小）で「一二」になったが、それまでは「一三」で、現在の町名の数もやはり一三。赤十字奉仕団も一三分団に分かれている。「一七」とする分け方もある。昭和五一年七月の境南コミュニティセンター開設以来整備されてきたコミセンの数だが、分館も含めると「一九地域」になる。さらに細分化して「五一」あるのが一三町の「丁目」の数。そして「九二」。福祉活動を末端で支えている「民生・児童委員」の担当地域である。

ひと口に地域といっても一様でないことが分かる。これらは当然ながら一部が重なり合っていて、時に紛らわしい。行政の側はそれらを使い分けているので混乱することはないが、受け手の市民は混乱することがある。輪をかけているのが、それぞれの「地域」に必ずしも核となる「施設」がないこと。地域によっては幾つもの福祉団体がコミセンを拠り所にし、また責任者の自宅を事務所替わりにしているため、福祉の受け手はここでも混乱することがある。

地域と同様、「福祉」も一樣ではない。高齢者、障害者、母子、児童など、対象によってまちにはさまざまな「福祉」がたくさんある。行政主導の場合はおおむね担当部課が決まっただけで、タテ割りで動くのでさほど支障はないが、課題はやはり末端部分にある。地域の福祉の担い手たちは複数の組織に関係している例が少なくないため、彼ら自身、「今日はどこの活動だったっけ」と頭をひねる、といった笑い話もある。

地域社協

平成五（一九九三）年から始まった「地域社協」づくり（↓次項）は、「福祉」をキーワードに「小地域」をとらえ直すキッカケともなった。多くの場合、地域で活動していた行政の一員である民生・児童委員やシルバー奉仕員、赤十字奉仕団、ケアグループ、あるいはコミセン関係者やボランティアたちが、ある地区では組織ぐるみで、またある地区では個人の資格で組織づくりに参加した。途中微調整があつて最終的に「二三地区」となったが、共通するのは「支え合い」「ふれあい」のネットワークづくりで、てんでんばらばらだった地域での活動が、情報を共有化することで見えやすくなった。そのことの効果は、福祉の担い手たちにとってはもとより、受け手にとっても大きい。今期はまだ発展途上であり、地域によって取り組みに濃淡はあるが、「一三」組織の試みの優れた点をお互いが取り入れていけば、タテ割りの福祉から洩れていた人や声の届かなかった人の不安や悩みをすくい上げ、地域の福祉力は二倍にも三倍にも高まるのではないか。そんな期待感を抱かせるに十分な確かな歩みが、今期始まった。

（一） 地域社協づくり

前項の（二）の「市民社協」の項で、「地域社協」の設立に当たって、市民社会福祉協議会が側面から支援したことに触れた。

まず、設立の経緯を見ておく。平成五（一九九三）年五月、市では「東京都地域福祉推進計画」（平成三年）を受ける形で「地域福祉計画」を策定したが、その重点課題の一つとして『「地区社協」を基礎とする地域福祉活動の展開」を挙げた。そして、地域における新たな社会福祉システムの形成を図るため七年三月、「武蔵野市地域福祉活動計画」に基づき、「地区別市民社会福祉協議会」の設立が決まった。この協議会がいわゆる「地域社協」である。

一三地区に

地域社協は住民が主体となって構成する組織で、数ある地域の福祉団体のネットワークを確立し、それを活用して地域の福祉力を高めることを目的としている。当初、主に小学校の校区を単位に一二地域で作ることになっていた（その後一一に変更）。市民社協は内部に「地域福祉活動推進委員会」を設けて組織作りをサポートし、地域社協設立後は活動資金を助成することになるが、両者は基本的には別組織である。

組織づくりを先行したのはモデル地区に指定された吉祥寺南町、西久保、境南町の三地区。検討を依頼された三地区ではケアグループなどが中心になり、民生委員、コミセン関係者、地域でボランティア活動をしている人々などに呼びかけて懇談会を開き、組織のあり方、地域で何が求められているかを話し合い、具体像を練り上げていった。

平成七（一九九五）年五月、第一号となる「吉祥寺南町地域福祉活動推進協議会」が設立された。以後、市民社協では会の名称に地域名を冠せた「地域福祉活動推進協議会」と呼ぶようになるが、地域ではそれぞれに話し合いで名称を決め、吉祥寺南町の場合は「南町福祉の会」と決まり、以後その名称で活動するようになる。

同年一〇月、「西久保福祉の会」と「境南地域社協」が出来、九年には「千川地域社協」「一中地区福祉の会」が、また一〇年には「東部福祉の会」「関前福祉の会」「桜野地域社協」「四小地区福祉の会」「境福祉の会」「大野田福祉の会」の六か所が設立されて、目標とした一一地区の組織化が終わった。

なお、三町にまたがり小学校二校、コミセン三か所がある「一中地区」では当初から再編を望む声が強く、平成三年四月、改めて「御殿山福祉の会」「吉西福祉の会」「中央福祉の会」に分割、以来地域社協は一三か所となって今日に至っている。

地域社協は地域の特殊事情、推進役を担った団体、組織構成などによって、それぞれに特色がある。成立に至る事情も違う。それらについて詳述する紙数はないが、拠点のない組織にとって地域のコミセンとの関係は大きなポイントになった。対照的な二つの地域社協―東部福祉の会と大野田福祉の会の場合を見ておく。

東部福祉の会は吉祥寺東町全域と吉祥寺本町一丁目の一部をエリアとしている。地域内にコミセンが三か所ある。平成八年一〇月、市民社協から「地域社協」結成の働きかけがあり、同月第一回の住民懇談会を開く。以後、旗上げまでに一三回の会合が持たれたが、牽引役をはたしたのは、地元の住民で当時の市民社協会長の水村七五三彦。ほとんどの会合に出席した。当初から、コミセンの協力を仰ぐ、という点で関係者は一致し、コミセン側も代表三人が役員に加わった。吉祥寺東コミセン・九浦の家が準備会の拠点になっていく。発会式直前に開かれた第一回運営委員会で名称が決まり、同時に冠毛が飛んで根を下ろす「たんぼぼ」を会のマークに定め、広報紙のタイトルともなった。一〇年二月、発会式。「地域に何が必要か」―公募で集まった約六〇人の運営委員が開いた活動は次項で紹介する。

平成一〇年一一月に発足した「大野田福祉の会」は、東部地区と対照的な道を歩んだ。ケアグループがなかったせいか、市民社協はまずコミセンに話を持ちかけた。地元の「けやきコミセン」はまちづくりの拠点として、本来の活動で手一杯だった。地域社協の目的は理解できても、それに乗るのはコミセンの趣旨にも合わない。話し合いの結果、断った。そこで数年間の空白が生じる。誤解のないように書いておくと、これは拒絶ではなく、コミセンの見識とい

うものだろう。地域社協設立後、両者は地域の両輪として協働している。

話が立ち消えになっていく間に、他地域ではどんどん地域社協が誕生した。活動を伝え聞いた緑町の福祉グループから「この地域でも」と話が持ち上がる。市民社協からは「何をやっても結構」という反応があり、福祉関係者にコミセンも加わって、準備会ができる。こうして当初構想では最後となる「大野田福祉の会」ができた。活動はやはり次項で触れる。

多様な活動

地域社協の取り組みで共通しているのは、「支え合い」「ふれあい」「助け合い」と表現はさまざまだが、地域の中のネットワークづくりである。その他の活動の一端を、市民社協の二〇周年・三〇周年記念誌などの助けを借りて紹介する（設立順。東部福祉の会と大野田福祉の会は次項を参照）。

- ・南町福祉の会 平成九（一九九七）年から懇談会「障害を持つ人にとっても住みやすい街にノ」を年三回開催。そこから毎週火曜日、障害児の放課後活動「ウイズ」が生まれた。「地域で子育て」をと市立三小児童の見守りも。
- ・西久保福祉連絡会 「やさしいまち西久保」を目指して、七年の設立以来、コミセンで高齢者との食事会「ふれあいルーム」（月一回）を開催。コミセン、青少年協と共催の「ふれあいまつり」には実行委員として小中学生も参加。
- ・境南地域社協 主事業は介護予防の勉強会や子育て支援事業。まちづくり支援事業ではタウンウォッチングを行い、まちのバリア改善に貢献した。ネットワークづくりは、丁目毎に工夫し、講座や懇親会、見学会を開いている。
- ・千川地域社協 千川小を会場に毎月一回開催の「おりがみの集い」には障害者福祉センター・千川作業所の人も大勢参加している。世代間交流・地域交流にも力を入れ、コミセンの活動にも積極的に参加している。
- ・関前福祉の会 二・三丁目をモデル地区に救護ネットワークづくり。幼稚園、小中学校の賛同を得て始めた声か

け運動が浸透。月一回の「関前ウォーク」も定着した。コミセンと共催の「健康マーじゃん」は月四回で大好評。

・桜野地域社協 桜堤団地に住む委員の提案で見守り・声かけ運動が始まる。地域を約五〇に分けて連絡員を配置した。亜細亜大のボランティア団体とも情報交換を行い、一〇周年記念式典には同大吹奏楽団が賛助出演した。

・四小地区福祉の会 災害時支援委員会や障害者・高齢者への地域ケア、四小児童の下校時見守りパトロールなどが定着。テンミリオンハウス「月見路」の「お助け隊」も。内部資料として「災害時支援マップ」も出来た。

・境福祉の会 「倒れるなら境で」をキャッチフレーズに心肺蘇生法などの講習会に力を入れる。六五歳以上の高齢者を招いて夏は「地域交流お楽しみ会」、冬は「同クリスマス会」を開催。二小との交流で昔遊びの出前講座も。

・御殿山福祉の会 結成五〇年になる町会やコミセン、赤十字奉仕団などと情報を共有して活動を展開。老いじたく講座やビデオ鑑賞会、車いす疑似体験なども。会のPRを兼ねたチャリティカラオケ大会も年中行事に。

・吉西福祉の会 年一回の吉西防災まつり（吉祥寺西公園）や高齢者のためのサロン活動、通院の送迎、親と子（〇〜三歳児）の集いなど。一小児童と「高齢者の知恵を子どもたちに、子どもたちの活力を高齢者に」と交流会。

・中央福祉の会 「手をつなごう地域の輪」をモットーに、防災ボランティア訓練、防災に関する研修会やミニフェアを開催。子育て支援の「親子ニコニコひろば」も。災害に備え「緊急連絡カード」を作って全戸に配布。

(二) 向こう三軒両隣りの支え合い

住みなれたまちで、いつまでも一口に出して言わなくても、大抵の人はそう望んでいる。が、現実はなかなか願いたいおりにならない。

興味深い調査結果がある。平成六（一九九四）年八月、(財)東京市町村自治調査会が、多摩地区の住民を対象にアンケート調査を行った。その中で「現在の市町村に住み続けたいか」との設問に最も高い数値（八〇・六パーセント）で応えたのは本市の市民だった。ところが、「近所の人間関係がよい」からをその理由に挙げたのは二七市（当時）中、二六番目の一二・二パーセントだった。

誰もが満足するには至らないが、本市の福祉の網は相当に細かい。その一端は「高齢者福祉」や「障害者福祉」で触れている。公的福祉を下で支えるボランティアの層も厚い。それでもなおまちへの「好感度」と「人間関係」の間に大きなギャップがある。なぜだろう。一つにはいくら良い施設や施策があっても埋められない、あるいは民生委員や地域の活動家、ボランティア関係者が大勢いてもなお満たされないものがあることを、前述のアンケート調査の数字が示しているのではないか。「地域社協」の役割の一つは、そのギャップを埋めることにある。全てを行政に頼り、任せるのではなく、住民が自分たちの創意を生かして「ふれあい」の輪を広げ、「支え合い」の風土を築いていく―確かな歩みの一例を二つの地域社協の活動で見ておく。

大野田福祉の会

大野田福祉の会の設立事情は前項で触れた。先行した他の地域社協でやっていないこと、またコミセンと重ならないことを念頭に大野田福祉の会は勉強会を続ける中で、子ども・高齢者・障害者者の三分科会（後に部会と改称）を立ち上げ、分科会中心の活動を始める。毎年、年間テーマを決め、七、八〇人の運営委員が全員でプロジェクトに取り組む。ユニークな活動の二、三を紹介すると―。

孤立しがちな若い母親を応援しよう、と子ども部会は平成一四（二〇〇二）年から紙芝居の出前を始めた。翌一五年からパークタウン（緑町二丁目）内の広場で月二回開くようになり、世代を越えた母親同士の交流が生まれた。高

高齢者部会では大野田小の校長の提案を受けて一七年に、「二年生との給食会」を実験的に行った。翌年から児童と高齢者のマンツーマン方式となり、同年は四日間に二二人の高齢者が参加した。近所付き合いのキツカケづくりを目的に一三年一月から始めた「ご近所のつどい」は、やがて住民の好意で毎週一回決まった時間に誰でも参加できる居場所「ひびのさんち」の実現にこぎ着けた。

変わった名前の広報紙「ちよっと聞いてよ」を手がける会の中心メンバー安藤頌子は、「地域に広く浸透するのに一〇年かかった。立ち話やあいさつを交わす人も増え、地域の幅も厚みを増した。福祉の会もコミセンも単独ではできない、温かいまちが育っている」と語る。(↓資料編)

東部福祉の会

平成一〇(一九九八)年二月に発足した東部福祉の会ではまず、会の存在を知ってもらうためにと広報紙「たんぼぼ」(年四回)の全戸配布や会専用の掲示板を設置した。五か所の掲示板はやがて一か所に広がる。特筆すべきは、顔見知りになるキツカケづくりを目的に一二年一〇月に第一回を開いた「東部フェスティバル」(本宿コミセン)である。翌年から本宿小に会場を移した。一四年の第四回には会場内で使えるエコマネー「ハート」が登場、翌年は消防署の協力ではしご車が参加した。年々参加者が増え、一七年には八〇〇人を超えた。

平成一二年に作ったワーキンググループが、以降の活動の中心になる。当初一〇あったグループは解散したり「地域ネットワーク」が「ふれあい支援検討グループ」に変わったりするが、「学校との協関係グループ」(一七年)からはボランティア活動に参加する子どもたちの組織「グループ・パンジー」が生まれた。

平成一六年に地域社協と一緒に作った地域のケアグループは「若葉グループ」を作り、七〇歳以上の高齢者を対象に食事会や花見会を開いたり、身の回りの世話や買い物代行などに取り組んでいる。

「福祉の会は情報センターになって、地域の人の気持ちの支えになるといい。向こう三軒両隣り、何かあれば助け合えるまちが目標」と代表を務める原利子は言い、「何かあったら連絡を。一生懸命考えます」と語っていた。前にも書いたように地域社協の活動は地域によって濃淡がある。が、縦に流れる行政の福祉を地域で受け止め、横に広げて隙間を埋める役割も果たしている。地域間の垣根を越える動きも出ている。「地域の福祉力」は確実に高まっていく。(↓資料編)

三 高齢者福祉

本市は近年、周辺自治体から「福祉のまち」と高い評価を得ている。行政もまた、そう自負している。

しかし、今期のスタートした昭和五八(一九八三)年当時、施設に限って見れば、まだ胸を張れるようなものはほとんどなかった。他市にある特別養護老人ホームなどに武蔵野市民枠を確保してはいたが、市内には老人ホームもなかった。目立ったのは昭和四一年に出来た武蔵野福祉会館(平成三年閉館)くらいのものである。といって、何もそれまでの市政が手をこまねいていたわけではない。高齢化が今日ほど、大きなテーマになっていなかったのである。この年(昭和五八年)、NHKがテレビドラマ「おしん」を放映し、独居老人が一〇〇万人を超えて話題になる。三年後、国が基礎年金制度を導入した。まだそんな時代だった。

当時の高齢者福祉施策の課題は、在宅サービスをいかに充実させるかにあった。その点で見ると、本市はすでに福祉先進地であったとすることができる。昭和六一(一九八六)年七月一日付の「市報」一面に、「きめ細かなサービ

スでやすらぎの日々を」という見出しの付いた記事があり、「訪問看護活動」「訪問リハビリ」「ホームヘルプサービス」「日常生活用具や自助具の支給」「家庭での入浴サービス」「老人食事サービス」など、当時市が行っていた施策の数々を列挙している。まだ在宅サービス主体であった一端がよく見てとれる。

施設を伴った

平成元（一九八九）年一二月、厚生省（当時）は施設の緊急整備などを盛り込んだ「ゴールドプ

在宅サービスへ

ラン」（「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略」の通称）を制定、翌二年六月に改正された老人福祉

法でも施設を利用した形の在宅福祉が打ち出された。これを機に、市の創意を生かした施設づくりが急ピッチで進むようになる。幾つかの例を挙げれば、国では当時、特別養護老人ホームの「個室化」は認めていなかったが、二年八月、市が保谷市（当時）の特養に財政支援をして全室個室化を実現させた。同じ年、国の制度化に先駆けて民間住宅借り上げ型のシルバークリア（高齢者専用住宅）を市内に開設する。五年には、福祉会館を継承する形で在宅サービス拠点となる「高齢者総合センター」が完成した。翌六年には市内初の特養「吉祥寺ナーシングホーム」が誕生する。その後も「桜堤ケアハウス」「ゆとりえ」「岡田さんち」など市独自の施策を反映させた施設が次々出来るが、詳しくは本項の（三）、（四）で記述する。

平成一二（二〇〇〇）年四月に介護保険制度が導入され、高齢者施策は修正を迫られるが、それまでに進められた施策を振り返ると、幾つか大きな特徴がある。一つは、全国初の地域ケアセンターや福祉公社、都市型小規模の特別養護老人ホームなどに象徴される市民ニーズに対応した「全国初」となる先進的事業に次々取り組んだことである。特徴の第二は、国基準や東京都基準を上回るサービス水準の実現にある。前述した全室個室の特養ホームの実現、あるいは週九時間（月四〇時間）までの高齢者ホームヘルプサービスやデイサービスの利用は実費負担を除き原則的に

自己負担なしで利用できるようになったことなどを挙げておく。特徴の第三は、配食サービスや施設運営を支える市民ボランティアの力である。行政、福祉公社、市民ボランティアなどの力が合わさって、豊富で重層的な高齢者サービスが可能となり、「自助・共助・公助」による特徴ある福祉のまちづくりが進んだ。

介護保険を

平成八（一九九六）年六月、厚生省（当時）は「介護保険制度大綱」を発表した。本市では直ちに、

補完する施設

庁内に「介護保険対策研究チーム」を立ち上げ、介護保険導入による問題点の洗い出しや対策の検討に入った。同年九月、土屋市長は自ら「介護の充実は介護地方消費税の創設で」と題する書簡を全国六六七市（当時）の市長と東京二三区の区長に送付した。以降も書簡やブックレットの形で介護保険の問題点を全国に向けて発信

すると同時に、対策や問題提起を行ってきた。その詳細については、本節の五に譲るが、その過程で「武蔵野市の基本的姿勢」として、「武蔵野市の介護保険は公的介護制度の一部であるとの認識に立って、現行の福祉サービスを低下させない方向で、介護保険制度の欠陥や問題点を包み込み、克服するための新しい地域ケアシステムの確立を指ささなければならぬ」とする方針を示している。

この基本姿勢が、平成一二年の介護保険導入以降の高齢者福祉施策の中で原則的に堅持されることになり、同年三月、介護保険条例とともに、それを補完し高齢者施策を総合的に体系化するものとして「高齢者福祉総合条例」が制定された。この原則に基づいて、その後のテンミリオンハウスやレモンキャブ、ケアマネジャー研修センターの設置、認知症高齢者施策など、介護保険を補完する本市独自の多様な事業が展開されることになる。（↓資料編）

平成一一年一月に出来たテンミリオンハウスの第一号「川路さんち」は、「高齢者のために」と亡くなった市民の遺族から寄贈された土地・建物に手を入れて開設された。「川路さんち」だけでなく、他にも市民寄贈の土地や建



高齢者総合センターの多目的ホール

物がデイサービスセンターなどに生まれ変わっている。前に、本市の介護保険以前の高齢者施策の特徴を三点挙げたが、こうした事例が幾つもあるのもまた、特徴の一つに加えていいだろう。以下本節(三)、(四)では、施設を中心に、昭和五八年から平成一七年に至る二三年間の高齢者施設の数々を見ていくことにする。

(一) 高齢者総合センター

時代が変われば要求されるものも変わってくる。建物であれば老朽化も進む。

平成三(一九九二)年五月、緑町二丁目にあった三階建ての武蔵野福祉会館が閉鎖されたのも、時代の流れだった。昭和四一(一九六六)年、全国の自治体に先駆けて誕生した時は、視察者・見学者が全国から殺到した。地の利がいい、老若男女だれでも利用ができる。「まるで町中のオアシス」と語る人もいた。

しかし四半世紀を経て、建物にはころびが出てきた。内部の施設も時代にそぐわなくなった。エレベーターもない。地元の一部から、建物が町を分断している、という不満も出ていた。閉鎖に伴って建物は解体され、福祉会館の機能は吉祥寺本町四丁目の大東京信用組合のビルの中に移転した。

跡地に平成元年策定の「第二期長期計画第二次調整計画」の中で重点事業

に盛られた高齢者総合センターが平成五年九月、誕生した。福祉会館の機能をそっくり取り込んだため、福祉会館は廃止になった。(↓資料編)

敷地面積一三〇五・七九平方メートル。鉄筋コンクリート造り、地上五階地下一階。延べ床面積三一六六・八三平方メートルは、福祉会館より約一〇〇〇平方メートル広い。

周囲に塀はなく、南側・東側の道路の電線類は地中化した。周りを自由通路にして、全体が地域と一体化した。

センターの売り物は、二一世紀の高齢社会に対応した活動・施設の数々である。(↓資料編)

活動は大きく三つに分かれている。まず、「社会活動センター」としての顔。福祉会館でも人気のあつた書道、茶道、民謡、手芸などの趣味活動に加え、陶芸、木工、彫金、音楽、美術などがプログラムに加わった。健康づくりや学習活動、各種情報サービスの設備も整った。市内在住の六〇歳以上の人なら誰でも、無料でサービスを受けられる。

第二に「在宅介護支援センター」としての役割。二四時間対応の総合相談(シルバーホットライン)、介護を必要とする高齢者への訪問看護、ホームヘルパー派遣のほか、車いす、ベッド、ポータブルトイレなど補助器具の無料貸し出しも行っている。「無料」は全国初の試みだった。これらの活動には理学療法士、ソーシャルワーカー、看護師、ホームヘルパーの資格を持つスタッフが当たっている。

そして、「デイサービスセンター」としての機能。日常生活に援助が必要な高齢者を対象に、日常動作の訓練、音楽、絵画、運動などの趣味活動を展開している。それぞれ専門のインストラクターが指導に当たる。参加者は送迎、食事(五〇〇円)、入浴などのサービスも受けられる。地域のデイサービスの拠点として、緑町、西久保、中町、吉祥寺北町四、五丁目、八幡町に住む高齢者に昼食(五〇〇円)を届けるサービス、入浴の在宅サービスにも応じている。

建物の中に入ってみよう。市道第五号線に面した玄関の扉を開けると、ロビーの正面奥に職員の詰める事務所がある。その右手に「メンテナンス室」。前述した補助器具の貸し出しを行っている。隣りの二五人収容のデイルームは地域の人々の会議などにも開放している。玄関を入った左手に二基のエレベーターがあるが、乗降口はロビーの反対側。利用者が事務所から見えないのは、プライバシーに配慮したものだろう。

二階はデイサービスの専門フロア。二五人収容のケアルームと機能訓練室はバリアフリーでつながっている。床は電気式暖房。各種趣味活動もここので行われる。

三階のロビーの雰囲気は基会所と似ている。向かい合わせの机が幾つも並び、高齢者が自由にやってくる。囲碁・将棋を楽しんでいる。一隅にパソコンなど情報機器があつて、インターネットも利用できる。七〇人収容の講義室には映像音響設備も整っている。

四階には茶道や書道、詩吟などに適した三〇人収容の和室や四〇人収容の研修室、工作室など。工作室には焼き物の施設も整っており、デイサービスの高齢者も利用できる。ロビーの正面には窓ごしにテラスを利用した日本庭園があつて目に優しい。和室の中庭を兼ねている。

そして五階。一二人収容の多目的ホールにはステージと一〇〇インチのスクリーンが備わっている。演芸会も開かれれば、時に大カラオケ大会が催されることもある。

センターは開館以来、福祉公社が運営に当たっている。介護保険導入（平成一二年）を視野に入れてのことだった。利用者の中には、介護保険の導入で間口が狭くなるのではないかと危惧する声もあったが、「社会活動センターは六〇歳以上の人なら誰でも利用できる。デイサービスも介護保険以前は措置者に限られ、サービスは選べなかった

のに比べ、今は希望すれば利用できる。介護部分は有料だが、間口はかえって広くなった」とスタッフの一人。

他の高齢者施設と同じように、ここでもデイサービスの分野で大勢のボランティアが活躍している。総合センターならではの特徴は、五〇人近い登録者のほとんどが「社会活動センター」の受講者、つまり高齢の利用者たち。

「ここに通っているうちにやってみる気になった。気心が知れているので楽しい。社会参加している気分にもなれるし」と七五歳の男性が語っていた。毎日、七、八人が参加している。

なお、平成一四年一月から「ケアマネジャー研修センター」を開設（↓資料編）、ケアマネ研修講座などを開いてきたが、二〇年度を最後に市の直営事業となつて、高齢者支援課に受け継がれていった。

(二) 北町高齢者センター

土地の寄付を ひとり暮らしの高齢者が、気軽に立ち寄り、楽しい時間を過ごすことができる「場」があつたらど

きつかけに んなにいいだろう。そんな夢のような話をかなえてくれる施設が昭和六二（一九八七）年一〇月、

吉祥寺北町四丁目の静かな住宅街の中に出現した。市立北町高齢者センターである。単独施設としては、日本で初のデイサービス施設だった。

敷地面積七三八・九三平方メートル（当初）。鉄骨（一部鉄筋）コンクリート造り、地上二階地下一階。延べ床面積五三八・八一平方メートル（当初）。

センター誕生のきっかけとなったのは、同所で医院を開業している山崎浩・倫子夫妻から、敷地をそっくり市に寄付したいと申し出があったこと。条件が二つあった。一つは、「高齢者のための施設をつくること」、そして西側にあ

る医院（二一五平方メートル）の一面は改めて夫妻に「無償貸与」する、というものだった。（↓資料編）

かねて「高齢者施設」を構想していた市側に異存のあるはずはない。昭和六一年六月、寄付が決まった。市では早速、どんな施設を造るか検討に入った。

有識者や地元住民も加わった「懇談委員会」が設立され、何度も話し合いを重ねた。昭和二九（一九五四）年以来、地域医療に力を注いできた山崎夫妻には、「日本で初めてのコミュニティ・ケアサロンの施設をつくりたい」という夢があった。当然、話し合いはその意向に沿う形で進められ、「コミュニティケア・サロン」と「小規模サービスハウス」を核とした建物の青写真が出来上がった。所長には山崎倫子が就任する。

当初は六五歳以上の高齢 完成した建物の外壁は、タイル張りを模したクリーム色。玄関は東側にある。六五歳以上者なら誰でも何度でも 上の市民なら誰でも、何度でも自由に出入りできた。

一階の中心は「コミュニティ・ケアサロン」。多目的ホールや集會、作業に使用できる。ほかに、デイサービス用のケアルーム、厨房施設、事務室がある。

心身に障害がある高齢者やひとり暮らしの高齢者のために、機能訓練や介護教室、趣味の活動（プログラム活動）、ランチクラブ（昼食会）などのデイサービスが行われる。

広い窓から、手入れの行き届いた庭園が目に入る。中央にシンボルツリーであるハナミズキが植わっている。

手すりのついた階段を昇ると、養護を必要とするひとり暮らしの高齢者の入る一DKの「サービスハウス」が五室ある。七〇歳以上で市内在住五年以上、などの入居条件があり、費用は部屋代四万二〇〇〇円など月額七万二〇〇〇円。収入により減免制度も設けられた。



北町高齢者センターを訪問した
英ダイアナ妃（左は山崎倫子所長）

入居者は、朝食・夕食の調理、身の回りのことは自分でこなすという条件もあるが、各室ともバリアフリーで室内には三か所にプザーと集中マイクが設置され、浴室・トイレには手すりがついている。エレベーターもある。ほかに、一時的に介護を必要とする人のための「ショートケアルーム」も二ベッドあり、彼ら高齢者の身の回りの世話などに当たるライフキーパーとして、一組の夫婦が同じフロアに住み込んでいる。

二階にはほかに会議室もあり、講習会などに利用されている。

折々の行事や

デイスービスを中心に、センターの一日を追ってみよう。

幼稚園児との交流会も 開館は月々土曜日、一〇〜一六時（土曜日一〇〜一三時）。付き添いの人と一緒に来る人もいるが、ほとんどは三台あるセンターの一〇人乗りワゴンで送迎してもらっている。

一〇時半から朝のつどいが始まり、午前中は歌を歌ったり、健康チェックや軽い体操ですごす。厨房では調理師に三人のボランティアが加わって昼食の準備が進む。配膳やお茶いれ、話し相手になるのもボランティアの人たち。

午後はプログラム活動が中心になる。月曜日から日替わりで軽体操、書道、粘土・絵手紙、手芸、自彊術きょうじゆつと続く。それぞれに専門家が手弁当で指導に当たる。

折々に新年会、桃の節句、じゃがいも掘り、クリスマス会などの行事があり、時に西側にある私立中央幼稚園の園児との交流会も開かれる。日帰



北町高齢者センター園芸ボランティアが
花の植え替え作業

りのバスハイク、お花見もある。まさに至れりつくせりのサービスぶりだが、全てが押し付けでなく、入所者、スタッフ、ボランティアの話し合いで運営されている。

開設当初は全国から視察者が殺到した。語り草になっているのは、平成七（一九九五）年二月七日、英国赤十字社副総裁として来日していた英皇太子妃ダイアナの訪問を受けたこと。「高齢者の優れた施設を見た」と公式日程の合間を縫ってやって来たダイアナ妃を、通所者やボランティアたちは英国の歌「アニーローリー」を歌って迎えた。高齢者一人ひとりと握手をし、一、二階を丹念に見て回った妃は「とてもアットホームな施設」という感想を残して去っていった（↓資料編）。ダイアナ妃が三六歳で不慮の死を遂げたのは二年後のことだった。

運営を支える　すでに気づいた人もいるだろうが、センターの大きな特徴の一つは、各種ボランティアの存在である。同様の施設に比べ、数が圧倒的に多い。果たしている役割も大きい。ほとんどが女性でもある。ピンクの制服ゆえに「ピンクレディーズ」と呼ばれる彼女たちは設立時、すでに六〇余人が名を連ねていたが、その後二〇〇人近くに膨らんだ。（↓資料編）

ボランティアの存在は、高橋美津江を抜きには語れない。山崎医院をよく利用していた彼女は、センター構想を知り、すぐ病院に駆けつけた。「恩返しできる時が来た。私に出来ることは何でもお手伝いしたい」と申し出て、近所

の知り合いやPTA、趣味の仲間の間を駆け回り、短時日に大勢のボランティアを集めてきた。彼女は不幸にも三周年を待たず他界したが、「彼女が時かれた種は立派に育ち、後に続くボランティア達に受け継がれている」と、山崎倫子は一〇周年記念誌の「はなみずき」の中で書いている。

グループで参加している人たちもいる。たとえば二か月に一回、民話などの読み聞かせをする「朗読の会」は昭和六三年一二月の第一回から始まって、平成一七年六月には一〇〇回を超えた。

介護保険導入 開設四年目の平成二（一九九〇）年、センターの管理・運営が、武蔵野市福祉公社に委ねられる**多少の変化** ようになった。同年、市は売りに出された隣接地約一六二・八七平方メートルを購入、敷地面積

は九〇一・八〇平方メートルとなり、一階の厨房とホールを拡張、二階には会議室を新設した。広くなった厨房は、「それまで本当に狭くて、身を縮めるようにして作業していた」という調理ボランティアたちを喜ばせた。

平成一二年、介護保険が導入され、センターは介護保険対象施設となる。開設以来、「六五歳以上の市民なら誰でも、いつでも、何回でも利用でき、手続きも簡単だった」センターは、「（介護保険の）要支援1から要介護5の認定を受け、在宅生活を送っている高齢者のためのデイサービスセンター」に役割が変わった。定員も三〇人と決められた。

しかし、開設以来所長（囑託）を務める山崎の「お年寄りの居場所」というあり様は、少しも変わっていない。

（三） 高齢者施設 市内に続々開設

市民の声と時代の風を受けて、高齢者用の施設が次々と整備されたのが、今期の福祉施策の大きな特徴である。

施設はほしい 高齢化の波が年々勢いを増していく。当然、施設を求める市民の声も強くなる。行政はこたえたくが**土地はなし**でも、本市には大きなカベがある。市史の中でもあちこちで触れているが、本市の人口は昭和四〇（一九六五）年に現在（平成二二年）と同じ二三人万台に乗った。面積は一〇・七三平方キロメートルしかない。人口密度は埼玉県蕨市に次いで全国二位。施設を造ろうにも適当な土地が見付からないのである。そればかりか、たとえ造ったとしても行政には施設を運営するノウハウがない。ならば行政は、土地取得や施設建設などを積極的に支え、運営はプロに任せたいほうがいい。要約すればこれが、本市の高齢者のための施設づくりの基本にある考え方であった。

昭和六二（一九八七）年一〇月、吉祥寺北町四丁目在住の開業医、山崎浩・倫子夫妻から「高齢者のために」と病院に隣接する土地が市に寄付され、そこに二階建ての小規模デイサービス施設「北町高齢者センター」が出来た。単独型では全国初のデイサービス施設である。二階にひとり暮らしの高齢者用小規模サービスハウス五室もある。詳細は前項で書いた。福祉公社が運営を任されている。

平成五（一九九三）年九月、緑町一丁目にあった福祉会館の跡地に、同会館の機能を引き継ぐ形で「高齢者総合センター」が完成した。ここも（一）で詳しく見てきたが、社会活動センター、デイサービスセンターとして市内の高齢者の中核的施設の役割を果たしている。

「初」ものの施設が次々

二つのセンターを先駆けとして、本市の高齢者施設の整備が本格化するのには、平成六（一九九四）年以降である。背景については「三」で触れた。この年六月、桜堤一丁目にある都の軽費老人ホーム「くぬぎ園」（昭和五二年開設）が市に移管された。五階建て、定員一〇〇人。自炊を基本とした軽費老人ホームB型施設で、社会福祉法人「武蔵野」が運営を受託した。



市内第1号の特別養護老人ホーム
「吉祥寺ナーシングホーム」



小学生の訪問で観劇会。
桜堤ケアハウスは軽費老人ホーム

六年一〇月、境二丁目に市内初の老人保健施設「あんず苑」が開設する。隣接する武蔵境病院と同じ財団法人「天誠会」の経営。市は建設費の一部を助成した。三階建て、定員四七人のほか、デイケアサービスに三〇人が通う。病院併設のメリットを生かし、医療ニーズの高い高齢者を積極的に受け入れている。

同年一二月には吉祥寺北町二丁目の旧国鉄の用地に、東京都と本市の合築で「吉祥寺ホーム」が誕生した。建物は大きく東西二棟に分かれ、東側の養護老人ホーム「吉祥寺老人ホーム」（定員一三〇人）を都が、西側の特別養護老人ホーム「吉祥寺ナーシングホーム」を本

市が建て、運営は社会福祉法人「至誠学舎」に委託した。吉祥寺ナーシングホームは市内の特養第一号である。定員五〇人。他にデイサービス、ショートステイも行っている。環境絶佳。前庭も中庭もたっぷりある。周辺に配慮して全館二階建てで、北向きの部屋はない。地域との共存を目指し、食堂や集会室を一般に開放している。一七年四月、市は組織変更した「至誠学舎東京」に運営を委譲した。

平成八年六月、桜堤二丁目に軽費老人



町の中の特別養護老人ホーム「ゆとりえ」

ホーム「桜堤ケアハウス」が出来る。四階建て、定員三〇人。デイサービスも行い、運営は社会福祉法人「武蔵野」に委ねた。元は長野県出身者の学生寮「信陽舎」が建っていた。老朽化で建て替え期に来ていたが資金的余裕がない。話を聞いた市が手を差し延べた。市が建物を建て南側の棟をケアハウス、西側を信陽舎が使い、ロビー、ホールなど老若共用のスペースを取って「春秋館」となった。時に交流会も開かれる。

同年七月、地域の住民の要望を受けて吉祥寺南町四丁目の杉並区境の土地開発公社が保有していた土地に全国初の都市型小規模特別養護老人ホーム「ゆとりえ」が産声を上げた（↓序章三）。二階建て、定員三〇人。デイサービス、ショートステイなどにも取り組む。法律では当時、定員四九人以下の特養は認可が下りなかった。山間部、離島などが例外として扱われることに着目した市が、「土地取得困難な地域特性」を訴えて実現に漕ぎつける。

建設段階から地元住民が参加、開設後も地区の福祉の会などと密接な連携を取っている。趣味活動などに、年間延べ五〇〇〇人近い市民ボランティアがかかわっている。設置・運営は社会福祉法人「武蔵野」。

「市民の力」を支えに

すでに明らかのように、市内の施設づくりには陰に陽に「市民の力」が働いている。ボランティアだけでなく、「高齢者のために役立てて」と土地や建物を無償で提供する例も、二、

三ことどもまらなく。

平成一〇（一九九八）年三月、吉祥寺東町二丁目に出来たデイサービスセンター「岡田さんち」も同様である。亡くなった岡田眞・常磐大学教授の遺志に沿って、遺族が三鷹市下連雀に本部を置く社会福祉法人「東京弘濟園」に土地と建物を寄付した。二階建ての民家に手を加えた定員一〇人のミニ施設だが、「家庭的な雰囲気を大事にしたい」と、通所者の「自由」を大事にしている。「東部福祉の会」が地域との交流の橋渡し役を務めている。

平成一二年四月、介護保険が導入された。従来、施設を利用して来た人の中で、利用できなくなる高齢者も出てくる。行政としては放っておけない。制度の欠陥を補う形で登場してきたのが、地域の老人の寄り合う「テンミリオンハウス」である。第一号の「川路さんち」（西久保一丁目）が誕生したのは一一年一月。岡田さんちと違って、こちらは土地・建物とも、市に寄付された。テンミリオンハウスは今期末の一七年までに六か所出来るが、詳しくは次の「四」で扱っている。

川路さんちと同じ平成一一年の六月、市内の特別養護老人ホームの第三号となる「武蔵野館」が関前二丁目に完成した。三階建て、定員三〇人。運営に当たるのは社会福祉法人「プラットホーム」。他にシヨートステイ、デイサービスも行っている。

境南町三丁目にデイサービスセンター「ぐっどういうる境南」が開設したのも、同じ年の九月。二階建て、定員三五人。「資金を出し合って、地域の福祉活動に貢献したい」という九人の発起人たちのボランティア精神を、市は市有地の払い下げなどで後押しした。運営は社会福祉法人「とらいふ」。運営段階から地域の人たちのアイデアを取り入れ、開設後も密接な連携を保っている。発起人・地域・行政の三者（トライⅡ英語の三）とライフを合わせた名称も公募で決めた。イヌを飼っている。学校帰りに寄ってイヌとじゃれ合う小学生がいる。近所の主婦も自由に出入りする。



特別養護老人ホーム「親の家」の食堂

見事なほど地域に溶け込んだ。

翌一二年七月、緑町二丁目に医療法人社団「陽和会」が、老人保健施設として市内で二番目となる「ハウスグリーンパーク」を開設した。四階建て、定員一〇〇人。同じ町内にある武蔵野陽和会病院（旧西窪病院）の併設施設で、短期入所、通所リハビリテーションを行っている。

八三歳でかなえた夢

平成一三（二〇〇二）年四月、八幡町三丁目に一風変わった建物が出現した。南北一〇〇メートルを超える長い建物の外壁は全面紫に近いあずき色。社会福祉法人「親の家」が運営する

特別養護老人ホーム「親の家」である。三階建て、定員四〇人。四グループに分かれて生活する「グループケアユニット」型。ショートステイ、デイサービスも行っている。中町一丁目で五〇年近く家政婦紹介所を営んでいた本郷伸枝が私財を投げ打って長年の夢をかなえた。熱意に、市は財政支援で応えた。本郷は当時八三歳。「親になり代わって」の思いが施設の名称にこもる。「育った時代の雰囲気を大事にしたい」と、内部の床や壁はほとんど木製。照明にも工夫を凝らした。建物に沿って広い通路を取り、通路に面して四グループの玄関をそれぞれ設けている。

地域との交流にも力を入れ、昼食時、食堂を利用する住民もいる。時にフリーマーケット「元氣市」を開いたりもしている。

関前三丁目に平成一六年四月に出来た認知症グループホーム「光風荘」もや

はリユニット型。三階建て、定員一八人。市内で初の認知症グループホームである。(↓資料編)

市では平成一六〇一七年度に、七〇歳以上の高齢者を対象に認知症予防プログラム活動を行った。高齢社会が一段と進み、それにつれて認知症高齢者の数が急増している。施設整備は今後の大きな課題だが、その意味でも関係者は「光風荘」の取り組みに注目している。

今期市内に出来た市とかかわりの深い高齢者施設を時系列で追ってきた。そのうち、高齢者総合センター、ゆとりえ、吉祥寺ナーシングホーム、桜堤ケアハウスは、市内六か所にある「在宅介護支援センター」の一つをそれぞれ併設しているが、同センターについては次項で触れる。他に、民間の施設も次々生まれている。それでも特別養護老人ホームを例にとると、常時、定員の数をはるかに上回る入所希望者がいる。施設整備は終わりのない課題である。

なお、特養への入所は従来、申し込み順を基本としてきたが、市では平成一五年四月、新たに「介護老人福祉施設入所指針」を定め、本人の状況、介護の困難性など四項目を点数化、緊急性・必要性の高い人から入所できる方法に改めた。

(四) 市外の高齢者施設に次々と市民枠

施設を造ろうにも適当な土地がない、という本市の特殊事情については(三)で触れた。一方に、施設を造っても利用者の確保が十分には見込めない施設がある。本市では市外に多いそうした施設を計画段階から資金面でサポートするなどして、代わりに本市の優先入所枠を確保しようという施策を昭和五〇年代からとってきた。

第一号は旧保谷市に

昭和五〇（一九七五）年一月、社会福祉法人「至誠学舎」が保谷市（当時）新町に特別養護老人ホーム「緑寿園」を開設した。一部五階建て、定員一〇〇人。至誠学舎の計画に、本市、小金井、保谷、田無（当時）の四市が資金面で協力し、それぞれが等分に優先入所の契約を交わした。同園は同時に都市型特養では全国初となるデイケアサービスセンターを併設、四市で共同利用することになる。

緑寿園との縁は、同じ法人が経営する養護老人ホーム「尚和園」が昭和四八年、ひとり暮らしの高齢者に配食サービスを始めた時に端を発している。本市もそのサービスを同園に委託した。尚和園は今期に入って早々の六〇年四月、改築を機に特別養護老人ホーム「サンメール尚和」に衣替えした。三階建て、定員一〇〇人。緑寿園と同様、四市が協力し、やはり四分の一ずつを優先枠として確保した。併設のケアセンターには認知症対策の相談窓口を開設、専門医を配置した。

隣り合って建つ二つの施設は、関前、八幡地区の目と鼻の先にある。ボランテアでかかわる市民も多い。その一人で関前に住む四〇代の主婦は毎週のように顔を出すといい、「ボランテアでいられることの幸せ」を語っていた。昭和六三年九月、東久留米市にあった救護施設「東久留米園」が老朽化で建て替える際、小平市上水南町に新天地を求め、三階建ての特別養護老人ホーム「まりも園」を開設した。三階建て、定員五〇人。経営する社会福祉法人「まりも会」の理事長が本市と関係の深い人だったこともあり、市は資金面で長期的に支えることになり、四五人分のベッドを確保した。まりも園は三階に、前からあった救護施設は二階に入っている。

全国初の全室 平成二（一九九〇）年二月、保谷市（当時）柳沢にあった社会福祉法人「東京老人ホーム」経営の**個室の特養も** 軽費老人ホーム「東京老人ホーム泉寮」（定員一〇〇人）と養護老人ホーム「東京老人ホーム」（同

五〇人）が全面改築して五階建ての複合老人ホームに変わり、新たに特別養護老人ホーム「めぐみ園」（定員八〇人）を開設した。やはり市が財政援助をした。三つの施設にそれぞれ五〇人、二五人、四五人の優先枠を確保した。

めぐみ園は、当時国の基準では認められていなかった特養の全室個室化を実現する。本市は資金面も含め、個室化を全面的にサポートした。

今期がスタートした昭和五八（一九八三）年には緑寿園の市民優先枠二五人分しかなかった特別養護老人ホームの入所枠は、一〇年たったこの時点で、市外だけで一五〇人近くに増えた。平成六（一九九四）年以降、（三）で見たとように、市内にも吉祥寺ナーシングホーム（六年）、ゆとりえ（八年）などの特養が出来るが、なおしばらく市外に特養を求める動きは続く。

平成六年三月には秋川市（今のあきる野市）に社会福祉法人「さくらぎ会」が開設した「こもればの郷」（定員八〇人）に六〇人分、また一〇年二月には八王子市犬目町に社会福祉法人「親和福祉会」が造った「小松原園」（同一〇〇人）に一〇人分、さらに日の出町平井の「清快園」（同一四〇人。社会福祉法人「清快福祉会」経営）が一年四月に増築した際にも一〇人分の枠を確保している。

介護老人保健施設も

リハビリを中心とした老人保健施設（介護保険導入後、介護老人保健施設と呼ぶ）の整備も進んだ。平成七（一九九五）年三月、調布市深大寺北町に「医療、看護、介護、福祉」の機能をうたう「花水木」（医療法人社団「欣助会」経営）が開設した。五階建て、定員一五〇人。五人分のベッドを確保した。花水木はデイサービスの他、一六〜二〇時の夜間ケアサービスも行っている。老人保健施設としては市内の「あんず苑」（六年開設）に続く第二号である。

翌平成九年九月、あんず苑と同じ法人が経営する「小金井あんず苑」が小金井市前原町に出来、優先枠二〇人を確保。さらに一三年三月、八王子市で病院を開業する医療法人社団「充会」が三鷹市下連雀に造った「太郎」とも協力関係を築く。五階建て。定員九〇人のうち四〇人分を確保した。

期末の平成一七（二〇〇五）年の時点で、市が財政支援を行った介護老人保健施設は市内の二か所を合わせて五施設を数えるほどになった。（↓資料編）

市外の施設は、「住みなれたまちでいつまでも暮らせるように」という理想には必ずしもそぐわないが、さまざまな制約のある中で、次善の策として高齢者の老後を支える大きな役割を果たしている。

（五） その他の高齢者サービス

この項の（三）と（四）で、今期市内外に開設した市とかかわりの深い高齢者のための施設を見てきた。それと関連して、高齢者のための住宅対策にも触れておく。

シルバーピア

平成元（一九八九）年のゴールドプランなどで国は住居に困っている高齢者の住宅を確保する方針を示した。本市ではそれが政策化されるのを先取りする形で平成二（一九九〇）年からシルバーピア

ア（高齢者住宅）の整備に着手した。（↓資料編）

まず同年一〇月、吉祥寺本町四丁目に出来た「武蔵野三宝苑」（二七戸）を、続いて三年一月、境南町二丁目の「アーバン武蔵野」（二〇戸）を確保した。

①引き続き三年以上市内に住所を有する、②収入が一定以下、③六五歳以上のひとり暮らしか高齢者だけの世帯、

を条件に希望者を募り、市は家賃の一部を補助するとともに、ワーデンと呼ばれる管理人を建物ごとに配置した。

その後、平成四年八月に吉祥寺北町五丁目の「グランドハイツ」（一八戸）、五年三月に西久保二丁目の「武蔵野清岳苑」（三二戸）などが加わったが、八年一月の一〇か所目となる「エルベセッタ田家」（境一丁目・二一戸）を最後に、初期の目的が達成されたとして新規はやめた。そのうちの一か所は四年十一月、都宮八幡町四丁目アパートが建て替えられた際、都と連携して確保した二棟（三〇戸）である。シルバードピアは総戸数一九六戸に上った。（↓資料編）

住宅対策はその後、協力不動産業者や保証会社の紹介、保証金の助成などを柱とした「高齢者入居支援事業」に引き継がれた。住宅対策課が窓口になっている。

住宅に関連していえば、平成七年一月の阪神・淡路大震災を教訓に、市では八年二月から六五歳以上の人が住む世帯などを対象に家具転倒防止金具の無料取り付けを開始、さらに新潟中越地震（一六年一〇月）を受けて一七年度には対象となる全世帯のうち、希望した三七〇〇余世帯すべての取り付けを済ませた。

在宅介護支援センター

施設とは多少性格が違うが、市内六か所に設けられた在宅介護支援センターにも触れないわけにはいかない。在宅介護支援センター（以下、センターと略）は、平成二（二九九〇）年に国のゴールドプランの中で、一一年度を整備目標として打ち出された施設の機能を有し、他市と違う点は、相談窓口でサービスの決定まで行う小地域完結型のサービス提供を行うことにある。

本市では従来、市役所一か所ですら業務を扱ってきたが、平成五年九月に「高齢者総合センター」の中に第一号のセンターを開設、八年六月「桜堤ケアハウス」に、同七月に「ゆとりえ」の中にも併設した。

特筆すべきは、センターに配置した職員の数である。最初から国（二人）や都（三人）の配置基準を上回る四〇八

人の専門職員（看護職、介護職、ソーシャルワーカーなど）を手当てした。その分、格段にサービスの質が濃くなった。

その他、「武蔵野赤十字病院」（平成六年三月）、「吉祥寺ナーシングホーム」（同一二月）の二か所に相談窓口を開設したが、一年度に担当地区の見直し、機能の均一化を図り、さらに中学校区に一か所設けることになって一七年一〇月、「吉祥寺本町在宅介護支援センター」が生まれ、市内六か所体制が整った。（↓資料編）

期を越えて平成一八年四月、センター機能を支援する「地域包括支援センター」が三か所に出来たが、その後の紆余曲折も含めて次回発刊の『百年史』に譲る。

ケアマネジャー たびたび触れるが、介護保険の導入は新たな業務を生み出しもした。介護認定にあたるケアマネ**研修センター** ジャーの仕事もその一つ。扱う業務は飛躍的に複雑化した。

市では介護保険導入前からケアマネジャーの研修会やケース検討会などを開いてきたが、平成一四（二〇〇二）年一月、高齢者総合センターの中にケアマネジャー研修センターを新たに開設した。（↓資料編）

介護保険制度の定着化とともに民間の居宅介護支援事業所も次々と出来、ケアマネジャーの育成、質の向上を図る必要性が出てきたのに対応したものに。常設の研修機関の設置は全国的に見ても早かった。

「茶の間みたい」

人生八〇年の時代である。核家族化、少子化も進み、高齢者だけの世帯、ひとり暮らしの世帯が珍しくなくなった。しかし人は、一人だけでは生きられない。友人・知己とのふれあいの場も欲

しい。平成一一（一九九九）年一月に第一号「川路さんち」が誕生したテンミリオンハウス（↓次項）は、そうした場の一つでもある。今期末の一七年までに、六か所に出来た。「来るのが楽しみ。まるで茶の間みたい」と「川路

「さんち」で八〇代の女性が語っていた。デイサービスセンターや市内二〇か所にあるコミセンも、同様の役割を果たしている。

外出支援

まちには「福祉」がいろいろある。従来から週三回の配食サービスや日常生活用具・自助具の支給、入浴サービス、ふとんの乾燥・消毒、あるいは調髪サービスがあった。訪問看護活動もあった。多くは、手続きさえ済めば、家で待っているだけでよかった。しかし、高齢者とはいえ、時には外へ出かけた。病院へ行く機会も多い。そんな時、困るのは「足」の確保である。その目的ばかりではないが、市では平成七（一九九五）年一月からムーバスの運行を始めた。一二年一〇月からは高齢者・障害者を対象にレモンキャブも登場した。登録料一〇〇〇円、利用料三〇分・八〇〇円で市内と隣接区市に運んでくれるが、七割前後の人が、病院通いに利用している。

ムーバスは今期末には五路線七ルートに広がったが、そちらは第六章第三節の一に詳しい。当時のレモンキャブの窓口だった（後に市民社協に移管）福祉公社はほかにもさまざまなサービスを手がけているが、それは本節一の（一）に詳しい。

ホームヘルパー

ホームヘルパーの利用者も増えている。市では昭和六一（一九八六）年一〇月、「高齢者・障害者トータルケア事業」として料金の支払いが困難な高齢者・障害者の費用を市が負担する事業をスタートさせたが、これも福祉公社が受託した。また、平成九（一九九七）年二月にはそれまで行っていなかった早朝・夜間のホームヘルパー派遣を巡回型で実施するようになり、日中のホームヘルプサービスと組み合わせるホームヘルパーの二四時間体制を確立した。そして同年一〇月、福祉公社がホームヘルパーの養成・確保や派遣の拠点とな

る「ホームヘルプセンター武蔵野」を開設した。

そのほか、細かいサービスの一つ一つに触れる紙数はないが、第四章第二節の二で紹介する家庭ごみの「ふれあい訪問特別収集」も改めて記しておきたい。平成一五年四月から始まった高齢者世帯などを対象とするごみの戸別収集のことだが、要望があれば収集の都度、担当者が住民にひと声かけることになっている。「おはようのひと言が嬉しくて」と、吉祥寺北町のひとり暮らしの高齢者が語っていた。

市が毎年行っている市政アンケートで、高齢者福祉に対する要望が一位になったのは平成五年。以来十五年度まで、一位が定位置となった。高齢者福祉の充実もまた、終わりのない市政の大きな課題である。

四 テンミリオンハウス事業

当市には以前から全国の自治体に先駆けて誕生した自慢の福祉施設が幾つもあった。出来るたびに方々の自治体から視察団がやってきて、やがて類似の施策が各地に誕生することになる。

今期、新しく生まれた「北町高齢者センター」(↓本節三)や「0123吉祥寺」(↓第三章第三節三)もその系譜に連なる施設だが、高齢者のミニデイサービスを中心とした「テンミリオンハウス」もまた、前例のないユニークな施設として各方面から注目を浴びた。

建物は市が用意する、運営は民間に任せる(公募)、市は運営資金として年間一〇〇万円を限度に補助する、というのである。一〇〇〇万円だから「テンミリオン」ハウス。「運営を任せる」とは随分大胆な発想だが、それがど

ういう形の成果を生んだのかは、追々明らかになる。

寄贈された家屋が発端

テンミリオンハウスが生まれるきっかけとなった一軒の家がある。昭和五九（一九八四）年、西久保一丁目に住んでいた川路建造の遺族から土地（三六九・二八平方メートル）付きで市に寄贈された。生前、福祉公社（↓本節一）のサービスを受けていた故人の「福祉に役立ててほしい」という遺志に沿ったものだった。さてどう活用するか。市では早速検討に入ったが、なかなか良い案が浮かばない。折りしも平成一二（二〇〇〇）年四月から介護保険が導入されることになった。全く新しい制度である。当然、予期せざる事態が想定される。懸念される一つは、制度の導入によってこれまでさまざまなサービスを受けてきた虚弱な高齢者などの中から、要介護認定から漏れて、サービスを受けられなくなる人が出てくること。それがたとえ一人であつても行政は放っておけない。

平成一〇年六月、市では二一世紀を前にして、「高齢社会という現実を踏まえて、個人の尊厳を尊重し市民主体の活力ある豊かな地域社会を実現するために、武蔵野市のさらなる挑戦の方向性を探る」ために、有識者による「新世紀委員会」をつくつた。同委員会は四つのテーマ別委員会に分かれて検討・研究を進めることになるが、その一つ「新世紀の豊かな地域社会を考える委員会」（委員長・栗田充治亜細亜大学教授）の初会議で土屋市長から「テンミリオンハウス」という名称を使って次のような提案があつた。当時の「発言要旨」（↓資料編）から抜粋すると、「福祉サービスの担い手としては、市の正規職員だけでなく、ボランティアなど地域の力と工夫が生かせる仕組みとすること」「市内に三〇〇～五〇〇か所、目安としては一丁目に一か所、一気に（三年ほどで）整備することが必要」「年間の維持経費として、一か所あたり一〇〇〇万円を想定」するなどである。

直後の七月、新世紀委員会の設置要綱に基づき、市職員による「テンミリオンハウス事業検討ワーキングチーム」が出来た。同チームは八か月間に五回の施設見学、一四回の会議を開いて翌一年三月、報告書をまとめた。

自助・共助・公助と 報告書は、テンミリオンハウスを「ともに生きともに支え合うコミュニティ」、つまり「共助」

近・小・軽

の考え方を実現する施設としたうえで、事業主体（運営団体）を「一〇二名の中核的人材を

配置してその周辺に運営をサポートする非常勤やボランティアなどの協力体制が広がる」組織として、彼らが「国や都などの制度の基準にとらわれることなく、地域の実情に応じ、サービス提供主体の自発的な取り組みにより柔軟・軽快に展開」し、「現行のサービスでは十分に対応できていない緊急時の受け入れや、早朝から夜間の通所など、利用者やその家族の多様なニーズに応える」事業の展開をうたっている。そしてサービスの内容については、介護保険該当者とのすみ分けも考慮に入れつつ、「食事会や趣味活動、講演会などの地域福祉活動、小規模デイサービス、緊急的ショートステイの実施や関連サービスとして移送サービス、入浴サービスや、グループホームなどの居住施設も視野に入れる」と目一杯盛り込んだ。そして肝心の利用者については、「主に地域において、生活支援や見守り、社会とのつながりを維持する必要がある」おおむね六五歳以上の高齢者としている。（↓資料編）

行政用語を多用した報告書は熟読玩味しないと分かりにくい。テンミリオンハウスが行政による「公助」、自己責任を伴う「自助」、地域の人々による「共助」の精神をバックボーンとした施設であることが伝わってくる。

一方で、先に紹介した有識者による委員会も、九回の審議、四回のヒアリングなどを経て、ワーキングチームの報告書に足並みをそろえて同じ平成一一（一九九九）年三月、八つの具体的提言を行い、その二番目に「テンミリオンハウス事業の展開」を挙げて実現をアピールした。



テンミリオンハウス第1号の川路さんち

その後細かい部分に数々の修正は加えられたが、テンミリオンハウス事業は基本的に報告書に盛られた方向で進められることになる。キーワードは「近・小・軽」。歩いて行ける近さにあり、小さい組織で、軽快なフットワークで運営されること。そして行政と事業主体の間に、補助金の窓口となり運営をサポートする機関として市民社会福祉協議会を充てる体制が整った。同年一〇月、市は「テンミリオンハウス事業実施要綱」(↓資料編)を制定した。

第一号は西久保の 平成一一(一九九九)年一二月、テンミリオンハウス

「川路さんち」の第一号「川路さんち」(西久保二丁目)が開館した。

公的施設らしからぬ名称は、前述した土地・家屋の寄贈者の名前から取った。平屋建て、八八・二三平方メートル。月々金曜日、九〜一六時開館。利用料なし。地元で生まれ育った主婦たちがつくったグループ「萩の会」が運営に当たる。利用者も圧倒的に地元の人が多い。当初から利用者の平均年齢が高

く、一七年には八五歳に達した。

純日本家屋なので住宅街にうまく溶け込んだ。「気楽に来て楽しく過ごしてもらおうのが一番」ということで、趣味の講座が他のテンミリオンハウスに比べてずっと少ない。二二年現在、月二回の茶道、隔週のコーラスと編み物があるだけ。それとて参加は自由なので、講座に出ないで日なたぼっこを楽しみながら、編み物に精を出す人もいる。

昼食(五〇〇円)はスタッフの手作り。献立を考えるのも彼女たちの仕事で、安い食材を求めて吉祥寺方面まで足

を延ばしたりする。

庭が広い。樹木も多い。四季折々の花が咲き、つくばい（手水鉢）で小鳥が水浴びする姿なども見られる。毎年八月、この庭を会場に地元の人を招いて開くビアパーティが恒例化した。隔月で食事会（定員20人）も開いている。

「皆さん、自宅にいるような感覚で利用してくれている。もつとどんどんあちこちに来るといいですね」と代表の足立絢子が語っていた。（↓資料編）

NPO運営の第一号 平成一二（二〇〇〇）年四月、吉祥寺北町一丁目「月見路」がオープンした。月見小路に

「月見路」

面しているのが名称の由来。市が被災者住宅に使っていた二階家の一階を改装して入った。

一〇〇・五八平方メートル。月々土曜日、一〇～一六時開館。利用料三〇〇円。NPO法人の「日本アピリティーズ協会」が運営に当たっている。同協会は昭和四一（一九六六）年設立。市内を中心に障害者や高齢者の自立支援、社会参加を支えてきた。月見路の活動の随所に、そこで培ったノウハウが生かされている。たとえば毎日一〇時半からのいすに座ったままの健康体操、毎週火曜日の保健師による健康相談、また時に協会から作業療法士や管理栄養士が来て相談に乗ったりする。日々の昼食（六〇〇円）も管理栄養士の指導で作ったものを協会が運んでくる。

開館時に「四小地区福祉の会」や地域の民生委員が協力した。その縁で彼らと運営委員会を作り、月一回、会議を開き、提言を受けたりしている。

ある日、毎日来ていた人の顔が見えない。案じたスタッフが自宅へ行ってみると、階段から落ちて動けないでいたのを見つけ、事なきを得たというエピソードがある。話の中から、地域と密着した活動の一端が伝わってくる。

「目的意識をもった人が多いので、講座のない日は来る人が少ない。要望に応じているうちに増えて」という趣味

の講座が充実しているのが自慢。午前と午後の入れ替え制だが、通していても構わない。

「関三倶楽部」は 平成一二(二〇〇〇)年五月には、「関三倶楽部」が出来た。所在地の関前三丁目から名前をショートステイも 付けた。市が失業対策事業の就労者詰め所に使っていた二階屋の一階を使っている。七六・四五平方メートル。正月の五日間を除いて年中無休。一〇〜一六時を開館時間としているが、「利用者の希望にできるだけ沿う」という方針で、早朝や夜間のデイサービスも受け付けている。利用料三〇〇円。運営に当たっているのはNPO法人の「パーソナルケア吉祥寺」。前述した方針はNPO法人と共有している。テンミリオンハウスの中で、唯一ショートステイ(二床)を受け入れているのが特徴。開設後しばらくはデイサービス主体だったが、「在宅介護支援センター」から依頼される人を引き受けたり、一泊三食付き六〇〇〇円と利用料が安いこともあって、次第にショートステイの利用者の方が多くなった。利用者のほとんどは介護度の高い高齢者だから、スタッフはマンツーマンで対応しなくてはならない。入浴やトイレはもちろん、散歩にも介助がいる。人手が足りない時は、NPO法人からヘルパーなどの有資格者が応援に来る。

ショートステイとデイサービスが重なるスタッフはてんでこ舞い。食事も「要望に沿う」結果、パンと流動食、魚と肉に分かれたりする。ボランティアはほとんどいない。いても手出しする余地がありそうにない。

二階は関前南こどもクラブが使っている。児童との交流や「茶処せきさん」を設けての地域住民との交流も試みたが、厳しい現実が壁になっている。「ここが良かったと言ってくれるのが嬉しくて」とスタッフの小河原洋子。

防災拠点も兼ねる 続いて同じ平成一二(二〇〇〇)年六月、吉祥寺南町五丁目「そらの家」が完成した。市「そらの家」がテンミリオンハウスのために初めて新築した平屋建て。一五九・三一平方メートル。地元の

主婦がつくった「グループ萌黄」が運営に当たっている。月々金曜日、一〇～一六時開館。利用料三〇〇円。

敷地が六八三・六三平方メートルと広いのは、市が防災広場として確保していた土地を利用したせい。二日前に来た「南町防災広場」と一体化しており、「そらの家」の東側にも耐震性貯水槽や防災倉庫がしつらえられている。屋根にソーラーシステム（太陽光発電施設）を採用したことから名称が決まった。暖房、給湯、風呂などに利用されるほか、災害時には自家発電により地域の電力も一部カバーできる。

使用目的に沿って建てた建物は、使い勝手がいい。仕切りのない広間、高い天井、南に面した大きな窓は開放感がいっぱい。趣味の講座を活動の中心に据えているが、自慢はそれを支えるボランティアの層の厚さ。さまざまな分野で地域の活動に携わってきたスタッフの「財産」が生きた。

地域の行事に参加したり、逆に住民を呼び込んでの活動にも積極的で、会員の作品展や模擬店も出る一二月の「ミニまつり」は定着した。年二、三回発行の「そらの家たより」で情報発信にも意欲的に取り組む。

「困ってから来るのではなく、元気なうちに施設を見て、楽しめるうちに来てほしい」と代表の垣原睦恵は語っている。

利用者の数が一番多い 第五号は平成一五（二〇〇三）年四月、境四丁目に出来た「きんもくせい」。民家借り上「きんもくせい」の第一号で、開業医が住んでいた二階屋の一階を使っている。庭に大きなきんもくせい

が一本。一二・二〇平方メートル。月々土曜日、一〇～一六時開館。利用料なし。NPO法人「ワーカーズコープ」のスタッフ六、七人が当番制で運営に当たっている。

ここも講座が多い。週の三日は午前・午後に各二講座を組み、全部で二〇を超える。利用者も他に比べて圧倒的に多い。市が目安としているテンミリオンハウスの利用者は一日八～一〇人だが、きんもくせいは二二、三人に上る。

午前と午後の二部制のせいもあるが、スタッフは「講座と講師の魅力」と分析している。他に先駆けて「麻雀」を始めた当初は「人数かせぎ」と陰口をたたかれたが、今では「健康麻雀」としてほかのテンミリオンハウスでも定番になっている。

「利用者の声を聞き、したい・やりたいことを応援する」のが方針。講座と講座を行き来するのも、一日いるのも本人次第、といった「自由」にひかれ、遠くから通う人もいる。毎日のように吉祥寺本町から自転車で行ってくる八〇歳の「お話ボランティア」の男性も、ほうちよう研ぎを手伝いながら「うん、自由がいい」。悩みは「フリースペースがない」ことらしい。

「ここがあるおかげでこれだけの人が楽しんでいる。ニーズもある。他の自治体にも広がるといい」とスタッフの一人が語っていた。

乳幼児母子も受け入れる 平成一七（二〇〇五）年三月、境南町二丁目に出来た「花時計」の建物も民間から借り

上げた二階屋。延べ床面積一三四・二八平方メートル。月々金曜日、一〇～一六時開館。

「花時計」

利用料なし。地元境南小学校のPTAの母親を中心としたグループ「3ゆう」（ゆうスリー）が運営している。優しさ遊び心をもって結びつきを大切に、というスタッフの思いをグループ名に盛り込んだ。施設の名称は「楽しい時を刻みたい」思いから。そのために、目標を世代間の交流、地域内の交流に置いた。その一環で二階を使って乳幼児母子を受け入れ、授乳スペースも設けた。高齢者の反応を心配したが、さまざまな声の交錯をむしろ歓迎する人が多く、き憂に終わった。

デイサービスは一階で。他の施設と同様、地元のボランティアを講師にさまざまな講座を開いているが、参加は自

由で、ほどよいスペースの庭に出て草花の手入れをする人もいる。

当初から構想していた児童の受け入れはいろいろなカベが障害になっているが、児童向けの月一回の茶道、二回の手芸と箏ことうの講座は実現した。

おいしい・やさしい・ヘルシーが売りの昼食（五〇〇円）は利用者全員で同じ食卓を囲む。月一回のイベントを組み、映画会やお茶の会、講演会などを開き、年一回の講座発表会も地域に定着し、年々参加者が増えている。

「子育てでお世話になった世代への恩返し。若い母親がこの活動を見て、次の世代につないでいってくれるのではないか」と語るスタッフがいた。

地元NPOが運営する 七か所目となるテンミリオンハウス「くるみの木」が中町三丁目に出来たのは平成二〇〇八年（二〇〇八）年一〇月。高齢者の住んでいた平屋建てを借り上げ、ウッドデッキなどを

新設した。八二・一一平方メートル。月々土曜日、九・三〇～一六時開館。利用料なし。一〇年来、地元で幅広い世代を対象に生活支援などに取り組んできた主婦たちのグループ「ワーカーズどんぐり」（NPO法人）が運営を担っている。「地域ぐるみ」「くるくる、みんな集う家」というのが名称の由来。

講座（一〇〇円）を中心とした活動は他のテンミリオンハウスと同じだが、利用者もスタッフも午前、午後に分けている。高齢者を抱えて身動きできない人に、「一日くらいはゆっくりしてもらおう日があってもいい」と週一回「カフェの日」を設けた。

「地域に広がった施設」を目指して大きめの看板を掲げ、道路端に「喫茶」の案内板も置いた。散歩の途中に立ち寄る市民もいる。

地元の人と一緒に育てていく施設を目指す。障害を持つ子どもがいる親たちにも楽しめる時間を、と障害児を預かるのもその一環（レスパイト＝一時間八〇〇円）。多機能トイレも取り付けた。

講座を担当する講師やボランティアはこの施設も無償が原則だが、ここでは該当する一四、五人に、①上限五〇〇〇円、②交通費程度、③無償、の三案を提示、選択してもらっている。

NPOの活動で資金面でも苦労してきた代表の鈴木裕子たちは、補助金を「夢みたい」といい、新しい展開に意欲を燃やしている。

市民の福祉観を一変させる 見てきたとおり、多くのテンミリオンハウスは一人で通える六五歳以上の高齢者を対**壮大な実験!?** 象に、プログラムとも呼ばれるさまざまな講座を組み、食事やおやつタイムを設けて

いる。とはいえ、個々に見ると、施設の名称同様、それぞれに個性がある。建物の大きさも一様ではない。事業主体も違う。地域との付き合い方にも温度差がある。ボランティア感も異なる。「デイ」といいながら午前と午後の入替え制を採っている所もある。そんな中で、どこの施設も利用者の足をどうつなぎとめるか、どうしたら楽しく過ごしてもらえるか、に頭を絞ってきた。絞った結果を実行できるのも「運営を任せた」成果といえる。

しかし、当初三〇〜五〇か所を目標としていたテンミリオンハウスだが、平成二一（二〇〇九）年現在、開設は七か所にとどまっている。建物が確保できない、運営の引き受け手がない、ことなどが背景にあるが、他のデイサービス施設との兼ね合いもあるらしい。市福祉保健部が一九年四月にまとめた「福祉保健部施設等整備検討報告書」では今後の整備目標を、「既存の高齢者在宅支援施設の配置を勘案すると…最大でも地域社協の配置地域ごとに一か所ずつ」と軌道修正している。一三か所が目安ということになる。

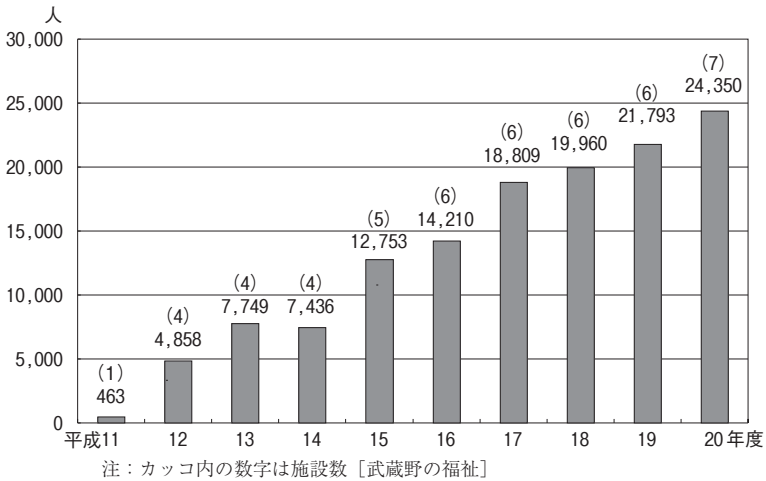
表2-2-1 テンミリオンハウスの平成17年度運営実績

		川路さんち	月見路	関三倶楽部	そ〜らの家
収入 (円)	補助金	8,600,000	10,000,000	10,000,000	9,619,384
	利用料	0	734,300	2,678,800	590,800
	その他	1,243,871	1,270,111	907,500	2,658,639
	収入合計	9,843,871	12,004,411	13,586,300	12,868,823
支出 (円)	人件費	6,804,000	9,416,839	10,800,240	8,190,100
	管理費	1,787,688	1,298,236	1,895,858	2,749,289
	事業費	1,311,066	1,517,432	1,398,433	2,037,348
	支出合計	9,902,754	12,232,507	14,094,531	12,976,737
開設日数	281日	293日	デイ 357日 ショート331日	255日	
延べ利用者数	1,855人	2,971人	デイ 893人 ショート525人	3,452人	
ボランティア延べ人数	150人	326人	38人	744人	
		きんもくせい	花時計	くるみの木(注)	注:「くるみの木」は平成20年開設のため数字はすべて20年10月～21年3月の集計。
収入 (円)	補助金	10,000,000	9,851,433	5,000,000	
	利用料	0	0	104,026	
	その他	2,727,235	1,723,982	1,332,578	
	収入合計	12,727,235	11,575,415	6,436,604	
支出 (円)	人件費	10,162,401	6,923,200	2,441,226	
	管理費	1,546,747	2,894,407	1,937,604	
	事業費	1,060,262	835,043	1,684,820	
	支出合計	12,769,410	10,652,650	6,063,650	
開設日数	297日	253日	134日		
延べ利用者数	5,403人	高齢者2,500人乳 幼児1,210人	1,423人		
ボランティア延べ人数	686人	612人	334人		

[武蔵野の福祉]

前述したとおり、テンミリオンハウスは全国に例のない施設である。お手本がないだけに、課題も多々出てくる。前記報告書でも、①施設により利用登録者にばらつきがある、②利用者が固定している、③地域住民の運営する施設に帳簿管理などにあいまいな点がある、などを挙げているが、何より大きいのは運営資金の確保であろう。七施設のうち三施設で利用料三〇〇円を取っているが、収入の大半を占めるのは一〇〇万円を限度とする補助金。全収入の七五・五〇八五・七パーセントを占めている。そのうち、六〇・四〇七九・一パーセントはスタッフの人件費で消える(一八年度実績)。一か所一〇万円以下の修繕費は施設負担、

図 2-2-1 テンミリオンハウスの延べ利用者数の推移



というのもこたえる。その結果、今期の最終年に当たる一七年度の決算では六か所（当時）中五か所が赤字を計上した（表2-2-1）。幸い繰り越し金のやり繰りなどで翌年度はあら方改善したが、ゆとりある運営とはほど遠い。

ちなみに補助金の算定基準の概略を記すとー。

年間平均の一日の利用者数五人、週六日、一日あたり八時間開館で基礎的経費として六五〇万円支給。ほかに一日の利用者数が一〇人まで一人増す毎に四〇万円（限度二〇〇万円）を加算。また運営法に応じた加算として、スタッフの延べ人数で六五歳以上が半数以上いると五〇万円、ボランティアが年間延べ三〇〇人以上いると五〇万円、緊急ショートステイがあると一日あたり八〇〇円、などと細かく定められていて、トータルで一〇〇〇万円以内となっている。

テンミリオンハウスは、施設こそ小さいが試みていることは大変大きい。可能性も秘めている。市民の福祉観を一変させるかもしれない壮大な実験、と見ることもできる。

五 介護保険制度スタート

介護保険が導入されたのは、平成二二（二〇〇〇）年四月一日からである。介護を必要とする高齢者を社会全体で支えよう、というわが国の保険制度では画期を成すものだった。

本市は、同保険が実施に至る過程で、一自治体としては異例ともいえる提言を、全国に向けて繰り返し発信した（↓資料編）。背景にあったのは、それまで本市が取り組んできた福祉政策の特徴である全国初の地域ケアセンターや福祉公社、0123吉祥寺、都市型小規模特別養護老人ホームなどに象徴されるさまざまな先進的取り組み、国基準や都基準を上回る高いサービス水準の提供、あるいは配食サービスや施設運営を支える市民ボランティアによる「自助・共助・公助」による福祉のまちづくりが、制度の導入によって、たとえ僅かであれ失われることになりはしないか、という危機意識があったからにはかならない。

全国の市区町村に 介護保険が国の政策として具体化してきたのは、平成六（一九九四）年一二月策定の「新ゴールドプラン」
書簡を発送 ルドプラン」（高齢者保健福祉五か年計画）あたりからだだが、細かい途中経過は省略して、介護保険をめぐる本市の動きを検証しておく。

平成八年六月、厚生省（当時）が「介護保険制度大綱」を発表すると直ちに、庁内に「介護保険対策研究チーム」（事務局・福祉計画課）を設け、介護保険制度導入によって起る問題点と対策の検討に着手した。

同年九月一日、土屋市長は政府・与党がまとめた介護保険制度試案に対する問題点を指摘した「介護の充実は、

介護地方消費税の創設で」とする書簡（↓資料編）を、全国六六七（当時）の市長と東京都二三区の区長に送付した。これが、以後数次に及ぶ「武蔵野市発」の文書の第一号である。

この書簡で市長が指摘したのは、①介護保険制度の導入で保険証の発行事務など巨額の事務経費が必要となる、②財政力の弱い市町村、高齢化率の高い市町村では独立・安定した運営が成り立たず、第二の国民健康保険制度になりかねない、③介護保険制度の導入によって介護サービスの水準が現行より低下する懸念がある、といった点であり、解決策として介護事業の実施主体を市町村とし、地域の事情により独自に上乘せも可能なフレームにすること、財源は介護地方消費税を創設し、現行の消費税に付加することなどだった。

直後に開かれた全国市長会理事・評議員合同会議で、厚生省老人保健局長から介護保険の骨格の説明があり、一定水準以上の人からは保険料を年金から天引きする考えが示されると、土屋市長は再度、「『市町村長は鬼になれ』というのだろうか…介護保険」と題する書簡（↓資料編）を、前回と同じ宛先に向けて送付した。憲法の国民の義務を引き合いに出し、年金から保険料を天引きすることに疑義を呈したのである。

土屋市長の攻勢は続く。年が明けた平成九年二月、独自の介護保険法修正（案）を発表し（↓資料編）、自民党の全国会議員に宛てて送り、同時に、①事務が膨大・複雑で行政改革に反する、②一律の保険料は逆進性をもった人头税の性格をもっている、などと指摘した。

同月には、日本婦人有権者同盟武蔵野支部主催の「介護保険を考える市民の集い」（武蔵野公会堂）に出席、菅直人前厚生相らとディベートも行ってゐる。

まだ間に合います 平成九（一九九七）年九月、市は介護保険ブックレットの第二弾『介護保険について、もう一とブックレット 度考えてみましょう。まだ間に合います』（↓資料編）を発刊、政府、国会議員、全国の都道府県知事、市町村長に送付、市内の全戸にも配布した。サービス供給体制の不備、コンピューターで判定する介護度の信憑性、被保険者の保険料負担など、介護保険法案の問題点に言及したものであった。

すでに五月、「介護保険法案及び施行法案」が衆議院で可決され、参議院に回されていた。

一月、土屋市長は全国市長会理事・評議員合同会議で法案の慎重審議と基盤整備の充実、要介護認定の公平性確保のため関係機関に働きかけることを要請、続けて自身の呼びかけに応えた全国八七市長と連名で「介護保険法案慎重審議のお願い」を参議院厚生委員会委員長をはじめ関係者に提出した。（↓資料編）

しかし、「介護保険法案及び施行法案」は二月初め、基盤整備について国の責任を明確にした修正案を盛り込んで参議院で可決され、同月九日、衆議院で再度可決、成立した。

平成一〇年一月、市では市内に「武蔵野市介護保険導入市内推進委員会」（委員長・第一助役ほか一人）を設置した。四月、高齢者福祉課に介護保険担当を配置、一〇月には福祉保健部に介護保険準備室を開設、一年半後に迫った法律の施行に備えた。

この間、同年九月から一月にかけて、厚生労働省の実施要綱に基づいて全国各自治体で高齢者介護サービス体制支援事業（要介護認定）のモデル事業が実施された。介護保険制度を円滑に運用するために必要な事前準備として、要介護認定や介護サービス計画（ケアプラン）の作成など、実務上の課題や対応策について調整・研究し、結果を制度施行に反映させるのが目的だった。その結果、独居高齢者の方が家族同居の高齢者より一次判定の結果が軽くなる、

要介護者本人の「自立意欲」や家族の介護度が調査に反映されない、といった問題が出てきた。

ブックレット**第二弾も** ブックレットの第一弾から一年三か月経った平成一〇（一九九八）年一二月、市は介護保険の市区町村へ 険ブックレットの第二弾となる『厚生省に期待する 介護保険の大胆な改革を！』（↓資料編）を出し、第一弾と同様に政府、国会議員など多方面に送付した。第一弾で指摘した問題点が未解決であるばかりか、モデル事業実施や準備事務を進める中で、前述したようにますます制度の矛盾や問題点が浮かび上がってきたためである。

明けて平成一一年、市では三、四月、全国の八市町とともに厚生省の依頼で「要介護認定一次判定ソフトの改善へ向けたロジック検証（ミニモデル事業）」を実施している。そして六月一五日号の「市報」特集号「介護保険制度」介護保険制度の改革と充実へむけて」を発行、制度の概要のほか、実態調査の概要や準備状況などを市民に報告した。ここでは、介護サービスの仕組みについて、今までは税金を中心とした公的サービスの提供だったので相談を受けてからサービス提供まで市が一貫してその役割を担ってきたが、介護保険制度が始まると社会保険制度による保険給付となるため、利用者とサービスを提供する事業者との契約によるものなることを強調した。つまり、「措置」から「契約」への移行である。

また、市内在住の六五歳以上の高齢者約二万人を対象とした実態調査に関し、六七パーセントの回答を得て、「高齢者のみの世帯」が五九・一パーセント、希望する介護の場所として「在宅」を望む人が五七・五パーセント、介護が必要になった場合、「公的サービスを利用する」とした人が四四・六パーセント、といった数値を明らかにした。

同年九月、制度導入を半年後に控えて、市はブックレットの第三弾となる『介護保険制度 混乱回避のために緊急

提言 二八〇万人のプライバシーの危機！ なぜ厚生省はオンラインで結ぶのか！』（↓資料編）を出し、政府、国会議員、全国の知事、市町村長らに送付、前回と同様、市内の全戸にも配布した。厚生省が、全国の自治体で調査した介護保険認定申請者の個人情報（八五項目の心身状況調査）をオンラインで同省のコンピューターに直結しようとしていることが分かり、プライバシー保護の観点から中止すべきであること、また、自治体のモデル事業として行ったコンピューターによる介護度の一次判定で実態とかけ離れた結果が数多く見られたことを踏まえ、コンピューターの判定結果はあくまでも参考にとどめ、介護保険法に基づき介護認定審査会での審査を重視すべきだ、と提言したのである。

要介護認定のモデル事業では、ほかに、たとえば現行のサービスを使っている人の中から、かねて危惧していたとおり、要介護認定で非該当となる人が出てくることが予測されることも分かった。市ではその場合に備え、仮に非該当になっても現在のサービス水準が低下しないよう、高齢者福祉総合条例の制定やテンミリオンハウスなど本市独自の施策に一層力を入れる意向を表明した。

平成一二年二月、市は在宅重視の施策や寝たきり・閉じこもりを予防する施策を積極的に進めてきた観点から、介護保険が始まって、訪問介護・通所介護・通所リハビリテーションの三サービスについては、自己負担となる一〇パーセントのうち七パーセント分を助成し、居宅サービスの利用促進を図る、と発表した。

制度実施を目前に控えた三月、本市の第一期介護保険計画期間（平成一二～一四年度）に関して介護保険事業計画策定委員会は「最終報告案」を出す。介護保険導入庁内推進委員会も、事業計画、条例案などの最終審議を経て解散した。そして同月二八日、介護保険条例、高齢者福祉総合条例が市議会で可決され、介護保険に向けた準備が全て整っ

た。

この間、市長や市が全国に向けて発信した書簡やブックレットは五回に及んだ。その背景については前に触れた。福祉計画課（当時）において一部始終にかかわってきた笹井肇は語っている。「武蔵野市の問題提起は、そもそも介護の本質とは何なのか、血の通った温かみのある地域社会の実現のために何が必要か、高齢者の自立・自尊をいかに保障するか、ということであり、その方法とシステムづくりについて、国の政策形成過程で、地方自治体としての主体的意見として異議申し立てと対案を提供したものの。その後の国の政策にも随所で生かされている」と。

介護保険の概要

ここで介護保険制度のアウトラインをまとめておく。介護保険は、四〇歳以上の人が保険料を支払ひ、介護が必要になった時にサービスを利用する社会保険制度である。サービスの利用時には保険者である市に申請し、要介護認定を受けた後、サービスを提供する事業者を自由に選択して契約を交わし、原則として利用したサービスの費用の割を本人が負担する。

介護保険の対象者（被保険者）は年齢によって二つに区分されている。「第一号被保険者」とされる六五歳以上の人は市から介護が必要と認定された場合にはサービスの利用ができる。一方、「第二号被保険者」である四〇～六四歳の人は老化が原因とされる病気で介護が必要になった時のみ、サービスの利用が認められる。

申請を受けると市は認定調査を行い、その結果を基にコンピューターで一次判定結果を作成する。これとは別に、申請者の主治医に意見書を求め、二点がそろくと介護認定審査会で介護度が審査されて決定する。介護度は軽い方から「要支援一・二、要介護一～五」の七段階に区分され、介護の必要がないと判定されると「非該当」となる。結果の通知が申請者に送付されると、申請者は事業所（サービス提供機関）に所属するケアマネジャーに居宅サービス計

画（ケアプラン）の作成を依頼し、それが出来るとケアマネジャーからサービスの内容・利用者負担などの説明を受け、問題がなければ承認し、その後はサービスの種類ごとに事業者と契約し、サービスを利用することになる。

サービスの種類には訪問介護、通所介護などの居宅サービスのほかに、要介護一～五に認定された人が利用できる特別養護老人ホームなどに入所できる施設サービスがある。

介護保険制度では、前述のように原則として費用の一割を利用者が負担する。残りの九割分については、公費と保険料で半分ずつ賄うことになっており、公費の負担割合は、原則として国が二五パーセント、都と市が各二二・五パーセントで、保険料の負担割合は第一号被保険者一七パーセント、第二号被保険者三三パーセント（制度施行当初）、となっている。なお、市が保険者として保険料を設定するのは第一号被保険者についてであり、高齢者の数やサービスを必要とする人の数、サービスの供給量の予測などに基づいており、介護保険のスタート時は三三〇〇円だったが、実際に保険料を払い始めた時期については、後に触れる。

市報を使って 再三言うとおり新しい制度である。なかなか理解が行き届かない。市では「市報」を使って周知徹

周知徹底 底に努めた。まず、制度発足に当たって平成一二（二〇〇〇）年四月一日号で、制度の円滑な実施

のため、介護保険事業特別会計に約五二億円を計上したこと、また制度の立ち上げに際して留意したこととして、①これまでの福祉の水準を落とさない。新しい制度で充足できないサービスについては、一般会計の中で日常生活支援事業として位置づけ、引き続きサービスを提供する。そのために「高齢者福祉総合条例」を定めた、②介護保険給付の居宅サービス利用促進のため、一部サービスについては利用者負担一〇パーセントのうち、七パーセント分を一般会計から補助する、③要介護認定を正確に行うために、調査員には公的な職員を充て、さらには調査員が介護認定審

査会に同席して補足説明をすることにした、④苦情処理を身近なところで迅速に行う仕組みとして、サービス相談調整専門員を配置したことなどを挙げ、さらに介護保険制度だけでは不十分であるため、市独自の施策で補っていくこと、厚生省が介護保険制度は実施しながら（運用方法を）考えようといっているもので、市としては今後も抜本的な問題点の改革と具体的に改善すべき点を提言していく姿勢を明らかにした。

続いて「市報」の七月一五日号では、国の経過措置として四～九月の半年間は保険料を徴収しないこと、一〇月から徴収が始まるが翌一三年九月までの一年間は半額になることを伝え、一二月一五日号では「武蔵野市の介護保険制度の現状と取り組み」として、サービスの利用回数、提供量が伸びていることなど制度開始から八か月経過した時点での数値を検証した。

そして平成一三年三月、「武蔵野市ケアマネジャーガイドライン」（第一版）を発行する。ケアマネジャーの業務を平準化するのが目的で、一六年三月には第二版を出している。

さらに平成一四年一二月、「武蔵野ケアマネジャー研修センター」を高齢者総合センターの中に開設した。「高齢者福祉」の項でも触れたが、介護事業に民間の参入が相次ぎ、ケアマネジャーの質の向上を求める声が出てきたことに応えたもので、市町村レベルでは全国初の研修専門機関となった。翌一二月には、「武蔵野市介護老人福祉施設入所指針」を施行した。老人福祉施設とは特別養護老人ホームを指し、指針は申し込み者の状況を客観的に数値化するもので、これにより市関連の特別養護老人ホームの入所については、それまでの「申し込み順」から、数値を基にした「必要度の高い順」に変更された。

第二期に入り 介護保険制度は平成一二(二〇〇〇)年四月から三年間を第一期事業計画期間として、一五年四月から第二期事業計画期間に入った。市では、保険者として第一期に行ったことを基本的に継承しながら、第二期は実際の分析と制度の検証を行った。

提言、再び から第二期事業計画期間に入った。市では、保険者として第一期に行ったことを基本的に継承しながら、第二期は実際の分析と制度の検証を行った。

平成一五年一二月、これまでの実績から解決すべき課題をまとめ、介護保険料の設定、徴収方法、保険者の権限、事業者指導、居宅と施設のバランス、ケアマネジャー業務の充実と質の向上など、五項目について一二の提言をまとめ、「介護保険施行五年後の見直しに向けて」武蔵野市からの提言(↓資料編)として厚生労働省に提出した。

翌一六年一月には、「介護保険と障害者施策の統合と被保険者の年齢引き下げに反対です!!」とするパンフレット(↓資料編)を作り、国や全国の市町村長に送った。国が被保険者の年齢引き下げ(二〇歳まで)を検討しているのに対し、実施されると二〇歳代、三〇歳代の障害者の割合は二%で、残り九八パーセントは負担あつて給付なしということになるため、給付と負担の一致が原則である保険制度にはなじまない、とするものだった。

予防重視型システムへ

介護保険制度はスタート時から、施行後五年を中途として制度全般を見直すと言われていた。すでに期を越えているが、今期の数々の提言にも関連するのでもう少し後を追うことにする。

平成一八(二〇〇六)年四月から始まる第三期介護保険事業計画期間(二二年三月まで)については、次の三点の趣旨による制度の大幅な改正のもとで運営されることになった。

①制度の「持続可能性」の確保―急速な高齢化の進展と介護サービスの需要の拡大を見据え、給付の効率化・重点化を図る、②「明るく活力ある超高齢社会」の構築―要介護状態になつてからの事後的な対応ではなく、要介護状態

にならないための予防や状態の改善に重点を置く「予防重視型システム」への転換を図る、③社会保険の総合化―介護、年金、医療などの制度間の機能分担を明確にし、相互の調整を図ることで、効果的・効率的な制度にしてい、ことであった。

また、本市では保険給付については、サービスの提供量が増加する中で、サービスの質の向上が必要と考え、引き続き研修の充実など事業者の支援・育成を図ることにした。また、被保険者にはこれまでと同様、利用の実績である給付費通知を半期ごとに送付するなど、制度への理解を図ることにした。

予防重視型システムへの取り組みとしては、介護予防を一次から三次の三段階に分けて実施した。一次予防としては活動的な状態にある元気な高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを、二次予防としては虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を、また三次予防としては要支援・要介護状態にある高齢者の改善や重症化予防を行う、という介護給付としての新予防給付である。この目的は、予防により要支援・要介護状態にある人の増加を鈍らせ、保険給付費の増加を抑制することにあつた。しかし、予防は治療とは異なり、その効果が表れるまでに時間がかかることや、制度上、サービスメニューや回数が限定されていることなどから予防に関する効果は国の見込みどおりにはならなかつた。

生かされた 高齢者が、住みなれたまちで安心していつまでも暮らしていけるようにするためには、身近な地域で

本市の提言 各種のサービスが連携して提供されることが望ましい。その橋渡し役の機能を、市内六か所にある在宅介護支援センターや一三地域にできた「地域社協」が果たしていることはすでに他の項で触れた。また、介護保険料については、第二期事業計画期間までは五段階の所得段階区分であつたが、第三期から一〇段階に改めた。所得に

占める保険料の割合は、所得段階が低くなるほど重いという逆進性が見られるため、所得者の負担を公平かつ軽減するためだった。一〇段階は全国の保険者（自治体）の中で最も細分化された設定で、本市以外で採用したのは四保険者しかない。

平成一五年二月に市が、「介護保険施行五年後の見直しに向けて」として厚生労働省に一二の提言をした話は前に紹介したが、一八年度の制度改正で、「要介護状態になることを予防するための施策の充実」「制度の根幹であるケアマネジャーの資質向上に取り組む」「居宅サービスと施設サービスとの格差の是正」「保険者に事業者の指導監督権を付与する」「個人の所得に応じた累進性保険料の採用」などが実現したのは、保険者としての本市の提言が盛り込まれた、といっている。度重なる提言は、決して無駄ではなかったのである。

六 障害者福祉

障害を持っている人の「行き場」がないのではない。養護学校を卒業した後も、生まれ育ったこの武蔵野で普通に暮らすことが出来、そして働けるという環境整備が急務だった。三〇年前の本市のゼロからの出発点は『武蔵野市百年史・記述編Ⅳ』によれば次のとおりであった。

「市内には、広域施設として都立の心身障害者福祉作業所が昭和四三年に設置されていたが、定員六〇人の限度一杯入所していて、しかも中・軽度のみなので、市内の中学校を卒業しても働く場所がないし、また重度の障害者も働きたいので、希望者のすべてを収容出来る市立の作業所を造って欲しいとの請願が、昭和五〇年六月の市議会第二回

定例会に提出され、全会一致採決となった」

その後、障害者の親たちは市議会に障害者福祉センターを設置してほしいと請願を出した。請願は昭和五三（一九七八）年一二月に採択される。障害者福祉センター設立推進連絡協議会が生まれ、藤元政信市長（当時）にセンター建設の要望を出した（翌年六月）。市は着工に踏み切り（五五年二月）、障害者福祉センターが竣工する（同年一二月）。国際障害者年が昭和五六（一九八一）年であり、本市は五五―五六年度、障害者福祉都市として国の指定を受けた。藤元前市長の決断を促す追い風となったことは事実であろう。今期末の平成一七（二〇〇五）年から遡ると、障害者の作業所整備の出発点、昭和五〇年はちょうど三〇年前である。

この三〇年間、障害者自身も、その親たちも、民間作業所も、NPOも、ボランティア市民も…、皆が施設充実という目標に向かって邁進した。そして本市にはそれぞれの障害に対応した通所施設が次々と誕生し、障害者が生まれ育った地元で多様な生き方が出来る環境が整ってきた。だが障害を持つ人一人ひとりの居場所が十分に確保されているかといえば、いまだ道遠しなのかも知れない。

平成五年には、本市の障害者福祉行政の中核となる障害者総合センターを造ったが、この公のセンターに重度重複障害者の通所施設が入ったことはひとまず大きな前進だった。それまでは重度重複障害者の多くは家族やボランティアに助けられて、小さな民間アパートを通所施設とする以外「行き場」はなかったからである。

土屋市長は就任（昭和五八年）間もないころ、「市内に東京都の福祉作業所はあるけれども、ここまで基礎的な都市基盤が整備された本市は、福祉を都に任せるのではなく、市自らが障害者のための総合施設を作るべきではないか」と、総合的福祉施設を早期に実現する決意を表明していたが、それが現実のものとなった。

真に豊かで温かい、行き届いた施策を求める意欲的な市民たちとの協働（パートナーシップ）も進んだ。その一例として「桜はうす・今泉」（桜堤二丁目）がある。平成一一（一九九九）年四月にオープンした障害者のためのショートステイ施設の第一号である。この事業を、社会福祉法人武蔵野千川福祉会（当時はNPO法人むさしの千川福祉会）に委託し、協働で障害者の家族を支えている。詳細は本項（五）のショートステイ施設の項で述べる。

（一） 障害者福祉センター

障害者福祉センター（八幡町四丁目）は、心身障害者（児）一人ひとりのよりよい生活をバックアップすることを目的として、前述のように昭和五五（一九八〇）年一月三日、市が開設した。千川上水の緑の帯が目の前にある畑の中の一角、敷地面積は一二九五平方メートルある。鉄筋コンクリート造り、地上三階地下一階、延べ床面積が一六三平方メートルである。運営や事業計画に関する協議は、センター運営委員会（障害者関係団体の代表七人・行政関係者一人・学識経験者六人）が行う。

同センターは在宅の心身障害者の通所訓練施設である。利用者の多くはハンディキャブ（車いす対応の車）で送迎される。障害者の社会参加と自立を目指すセンターの事業は次のような内容だ。

●リハビリテーション事業 身体機能の障害によって日常生活に支障がある人に、リハビリスタッフ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保健師・看護師）が随時相談にのり、また指導して在宅生活に必要な機能訓練や生活指導を行い、必要に応じて訪問指導や外出訓練などをする。

●総合相談事業 医療・歯科相談、日常生活用具・補装具などの相談、住宅の改造相談など。

● 音楽療法 発達に遅れのある幼児・児童が週一回音楽療法士のもとで、リズムに合わせた遊びをとおして生活適応能力を身に付け情緒面の発達につなげる。

● 視覚障害者訓練事業 視覚障害者の自立と社会参加を目指す訓練が行われる。

● ボランティア育成事業 専門的な知識や技術を身に付けたボランティアを育成する（点字・手話講習会、ガイドヘルパー講習会、失語症会話パートナー養成）。

● 日常生活訓練事業 パソコン、囲碁、創作書道、フラワーアレンジメント、絵、ソシアルダンス、卓球、健康体操など、生活を豊かにする講習や訓練が行われる。

障害者福祉センターの二・三階は働く場と生活の場である。千川作業所（知的障害者が就労を含めた諸活動を行う小規模授産施設）、いずみ作業所（身体障害者の小規模授産施設）、ひまわり作業所（肢体障害者、視覚障害者の通所授産施設）の利用者が、市から無償貸与された部屋で、ホッチキスの組み立て、シヨッピングバッグづくり、和紙づくり、箱折りなどをするほか、外に出てアルミ缶の収集、畑作業などもしている。開設当初、センターに入れなかった「愛と和の家」（重度心身障害者の通所訓練施設）の利用者は六三年、センター敷地内に無償貸与されたプレハブ平屋建て（約七〇平方メートル）の作業所を活用して通所訓練をしている。

センター地下の録音室を活用しているのは、朗読奉仕の会むさしののメンバーである。朗読しているのは「市報むさしの」「市議会だより」「ふれあい」「つながり」など。市内の視覚障害者に音声情報を届ける作業だが、各紙の毎号の内容を、メンバーが交替で朗読し、テープに収録するのである。収録が終わったテープに誤りがあれば修正をし、それらをダビングして、市内約六〇人の視覚障害者に発送する。（↓第一章第三節七）



6つの施設が入った障害者総合センター

障害者福祉センターが行う緊急一時保護事業は昭和五五年〜平成一年まで受け付けたが、緊急といえながら、公営施設のために夜間や日曜日の要望には応えられなかった。市は前述したように、三五五日二四時間利用可能な公設民営のショートステイ施設「桜はうす・今泉」を一年に開設して、同センターの事業のほうを廃止した。

(二) 障害者総合センター

ここで障害者総合センター設立に至る経緯をたどってみる。

第二期長期計画第一次調整計画（昭和六〇年度〜平成二年度）に盛り込んだ障害者福祉作業所（または総合授産センター）最終的に障害者総合センターとなる）構想の本格的な検討は、昭和六二（一九八七）年六月三〇日、武蔵野市障害者福祉施策検討懇談会（委員長・板山賢治日本社会事業大学専務理事・教授、委員七人）に委ねられた。同懇談会には、板山のほかに三ツ木任一（東京都心身障害者福祉センター職能科長）、佐藤久夫（日本社会事業大学助教授）、調一興（東京コローニー常務理事）、花岡尚人（花岡児童総合研究所所長）など、専門的研究者と実践家がいた。懇談会は六三年に、①本市の障害者対策の基本理念「ノーマライゼーション」を実現する総合館となる福祉的就労施設・授産センターの設立、②グループホー

ムの設置、③重度・重複障害者の通所施設の設置、④運営主体となる社会福祉法人の設立、⑤相談事業の充実、⑥障害者対策推進のコーディネーターとなる専門職員の配置など、本市が改善すべき課題を挙げた。

この提案を受け、「第二期長期計画第二次調整計画」（平成元～六年度）には、次の（一）（二）が明記される。

（一）重度・重複障害者の更正・訓練に対する施設福祉は、本市の障害者福祉施策の中で最も欠けている分野である。学校卒業後、これら重度・重複障害者は市内の民間施設と市外の施設を頼って通所しているのが現状である。「親なきあとの子」の処遇を含めて深刻な問題である。地域社会の中で共生出来る方策として、当面、重度・重複障害者の通所施設の新設について真剣かつ積極的に検討する。

（二）就労を希望する障害者に個々の能力、適性、興味などに基づいた多様な就労の場、機会を提供することは障害者の社会参加を促進する方策として極めて重要である。現在、市内には東京都武蔵野福祉作業所ほか民間施設として千川作業所、第二せんかわ作業所、光の家いずみ作業所、愛と和の家があるが、障害者の就労の場を十分確保しているとはいえない。特に学校教育を終了した障害者の多くが福祉的就労の場を求めている現状を考慮し、そのニーズに合わせた処遇を考える必要がある。

障害者のための この通所施設の具体化を目指し、平成元（一九八九）年五月に「心身障害者福祉施設調査研究会」
中核施設を （委員長・板山賢治・委員二人とワーキングスタッフ）が設置され、市の障害者施設の中核施設の
 の具体的検討に入った。

初めの構想段階から約九年余をかけ、武蔵野障害者総合センター（吉祥寺北町四丁目）は平成五年六月三日にオープン、心身障害者の就労の場、重度・重複障害者の活動の場が実現した。同センターの敷地面積は一七〇一・八五平

方メートル（武蔵野市が法人に無償貸与）、鉄筋コンクリート造りで地上三階（一部四階）地下一階。建築面積九〇〇・六七五平方メートル、延べ床面積三〇六九・二二三平方メートル。総工費は一七億四五〇〇万円だった。

市はセンターの運営主体となる社会福祉法人を設立した。オープン当初は「社会福祉法人武蔵野障害者総合センター」だが、六年一〇月三十一日に「社会福祉法人武蔵野」と名称変更。変更したのは、経費老人ホーム「武蔵野市くぬぎ園」（桜堤二丁目）が同年六月に都から市に移管されたのを受け、同法人が運営を受託することになり、その後高齢者福祉施設経営へと事業拡大することになったからである。八年に、経費老人ホーム「武蔵野市桜堤ケアハウス」（桜堤二丁目）と都市型小規模特別養護老人ホーム「ゆとりえ」（吉祥寺南町四丁目）の運営もすることになる。

（三） 毎日元気に通ってくる

障害者総合センターには、以下の六つの施設が入った。

- ワークセンターけやき（身体障害者通所授産施設・定員二〇人） 働く意欲がありながら企業就労が困難な人たちに仕事環境と機会を提供し、労働の対価にふさわしい工賃を支給する。障害者が仕事への自信を回復し、企業就労に対して意欲を持つようになる。ここでは印刷企画制作やデザイン、出力などをするワークセンターけやきのD・M・封入封緘発送の代行をする。

● ワークセンター大地（知的障害者通所授産施設・定員四〇人） 知的障害のある人に製パン・製菓・製麺の活動を提供し、工賃を支給するとともに、社会生活が出来るように支援をする。仕事は友好都市物産の包装、喫茶店「パールブーケ」の営業、封入封緘作業、ビーズ製品や牛乳パック再生の紙のしおり・便箋づくりのほか、市内公園の清

掃など。国産小麦一〇〇パーセントと自然塩だけの「大地うどん」、同じく国産小麦一〇〇パーセントと天然酵母の「正直なパン」は出張販売もする。喫茶室の焼きたてパンのランチは軽い知的障害のウェイターの丁寧なサービスとともに定評がある。

●デイセンター山びこ（知的障害者通所更生施設・定員四〇人） 知的障害者にはきめ細かく個別的な対応を必要とする重い障害者や、自閉症の人、重い身体障害を合わせ持つ人がいる。職員は安心感と安全に配慮しつつ作業・運動・創作・リラクゼーション・音楽などの環境を整え、障害に応じて個別に対応し、社会参加やその人らしい生活が送れるように支援している。ある人は陶芸・機織りなど、好きなことや趣味に打ち込み、ある人はパソコンの前に座って一日を過ごす。一人ひとりがここに生活の場（自分が一番落ち着く場所）を確保しているようだ。

●デイセンターふれあい（在宅障害者生活介護事業所・一日に利用出来る人数は二〇人） 在宅障害者が自分の暮らしのあり方を考え、「自律」する力を身に付ける場所。身体障害、重複障害者も地域とかわりながら充実した生活を送るため、買い物や図書館を活用した活動など、あるいは散歩・リハビリ・レクリエーション、創作活動、ワープロでの表現活動などに励む。陶芸や革工芸の作品はセンターの玄関ロビーに飾られている。

●こども発達支援室ウイズ（旧べこのこ学級・心身障害児通所訓練施設が平成一八年四月名称変更・定員一二人） 二歳以上で、発達に気がかりなところのある就学前の幼児に指導・訓練・療育を行う場。市の移管事業。幼児期～学齢期の子どもと家族の相談を受け、必要なサービスを行っている。

●暮らしのパートナーびと（相談支援事業・地域活動支援センター、地域生活援助センターびとが一五年四月名称変更） 地域で暮らす障害者と家族の生活相談窓口。緊急時の電話相談も含め、地域生活をサポートする。生

活、仕事、余暇情報の提供のほか、就労援助セミナーの開催、障害者による自主的なサークル活動の支援もしている。近隣にも親しまれる開かれた施設にしようとしミニコンサート、ミニアトラクション（無料）などをホールで開く。地域・市民交流事業をすると常に満席だ。男女の出会いや、人とのつながりを大切にしたりパーティー・イベントの企画「であいの広場」が年四回程度ある。

障害者総合センターのこれら六つの施設には毎日約一三〇人が通ってきている。

（四） 精神障害者の共同作業所

精神障害者の共同作業所設立準備会は、平成元（一九八九）年に、せんかわ第二作業所（月村己佐夫所長）の提案によって、当事者のニーズを把握するところから始まった。

精神障害者が病院を退院して在宅生活をする、精神障害者そのものについて理解が乏しい地域から特別視されるという現実がある。当事者は結局地域に溶け込めず、社会復帰もかなわないまま入退院を繰り返す。人権上の配慮から、その実数は把握出来ないが、第二金曜会（心の病を持つ障害者の家族会）によると、本市には平成一七年現在、一〇〇人以上の精神障害者（人口の一パーセント）がいて、その家族も悩み、苦労を重ねているという。

平成二年の時点で唯一、せんかわ第二作業所だけが精神障害者を受け入れていた。だが、同作業所はもともと知的障害者の作業所であるため、実践上や経営上の矛盾も生じてきた。やはり精神障害者が安心して通える独立した施設が必要だと、共同作業所の設立が求められた。

安心して通える

精神障害者共同作業所ワークハウス「むさしの」(仮称)の開設準備が有志によって平成二(一

独立した施設を

九九〇)年七月から始まった。それが実って、精神障害者共同作業所ワークショップMEW¹(代

表者 樋田精一)が、東京都からの補助金(年一〇〇万円)と賛助会費・寄付金などを運営資金として、三年四月

一日に設立された。MEWとはMusashino Joyful Workshopの三つの頭文字。Joyfulは楽しさが溢^{あふ}れる感じで、

共同作業所の方向性を表現した造語だが、一二年九月に特定非営利活動法人ミューとして登記する際、Joyfulを

Enjoyableという単語に変更し、同時に精神障害者地域生活支援センターライフサポートMEW(市から委託)も設

立した。ミューの活動の中から、就労移行支援と就労継続支援の二つを紹介すると一。

就労移行支援事業所ワークショップMEW(定員六人・中町三丁目)の対象は、病状が安定し、就労に必要な知識・

能力を向上させ、一般就労や在宅での就労を目指す精神障害者である。作業所での作業や職場実習、職場探し、面接

同行など、職員のサポートを受けながら就労移行の訓練をしている。精神障害者の場合、人と接することのストレス

を軽減するという配慮がされていて、ほとんどの作業はパソコンが相手になる。パソコン上でのデータ入力、名刺・

チラシなどの作成、ホームページ作成、リサイクル品のネットオークションといった仕事になる。

就労継続支援(B型)作業所ワークショップMEW(定員一人・中町三丁目)は、食事作りをはじめとする生産

活動や、レクリエーションなどで就労継続の訓練をし、実際の仕事として自主製品(ケーキ・手芸品)作りや下請け

作業、リサイクルショップの運営、公園やビルの清掃などを行っている。

精神障害者にとって共同作業所は働く場であると同時に、安らぎの場であり、生活を整える場である。病気の再発

や再入院を食い止める防波堤の役割も果たしており、さらに一般就労へ踏み出す中間的役割も担っている。

精神障害者を取り巻く課題は多い。市民の理解を得て、家族の悩みを軽減すること、さらに親なき後の（家族と離れたグループホームなどの）地域生活もその先の課題となる。

(五) ショートステイ施設

市単独のショートステイ施設「桜はうす・今泉」（桜堤二丁目・二床）のキャッチフレーズは「二四時間三六五日体制で家族を支援します」である。運営はNPO法人むさしの千川福祉会（一四年に社会福祉法人武蔵野千川福祉会と改称）に委託し、市が年間一〇〇〇万円を補助する初の協働事業。開所したのは平成一一（一九九九）年四月。従来の役所ベースでは応じられなかった生活部門のサービスとケアを可能にした。大きな一歩である。

桜はうす・今泉の登録者はたちまち二一七人となった。初年度（一一年度）の利用日数三三二日。一二年度は登録者が二五五人、利用日数は三五五日だった。一六年度登録者は二九四人、利用日数は三五八日。休んだのは暮れと正月だけという。ショートステイがどれほど求められていたかを示す数字といえよう。

家族にも休息の「障害児をショートステイに預けて、健常の子どもの運動会を初めて最後まで見ることが出来た。**時間が必要だ** これまでは障害児を家で留守番させて出かけたから、ほんの一瞬しか見られなかった」とか、「障害者を抱える家族に休息の時間はなかった。初めてショートステイにお願いして、日帰りのバス旅行に行けた」と、リフレッシュしたらしい家族のはずんだ声を聞くとやりがいがある、と職員はいう。

「私たちが平成六年に『親に休養の機会を』と、レスパイト（介護休養）事業と呼ぶ援助を始めたのは、地域で暮らし続ける知的障害者にとって、家族の休養は非常に重要なものと位置づけたからです。介護する立場から一時で

も離れて休養を取り、心身を立て直す機会があれば、家庭はどんなに安定するか計り知れませんが、同時に本人にとっても親から離れて生活する時間は、大人としての自覚を持ち、精神的自立を高める機会になりますね。これは両者に大きな意味があるのです」と、武蔵野千川福祉会常務理事・月村己佐夫は言う。

社会福祉法人武蔵野千川福祉会はショートステイ「井の頭はうす」（吉祥寺南町四丁目、二〇年開設、四床）の運営も委託され、こちらは市から二〇〇〇万円の補助を受けている。障害者自身の「自立生活体験」の施設であると同時に、地域と連携し情報提供や「総合相談事業」もする施設として利用されている。

ショートステイハウス「なごみの家」（八幡町四丁目・二床）は一二年四月一日、障害者福祉センターに隣接する旧施設を改修して市が開所した。こちらは社会福祉法人武蔵野が運営する。市内在住の知的・身体障害者（児）の家族のレスパイト、緊急一時保護、障害者本人の体験利用、タイムステイに使われている。送迎、食事サービスもある。

（六） グループホーム

知的障害者グループホーム「天の薨」（境五丁目）が平成一三（二〇〇一）年一月開設された。「天の薨」は某篤志家が提供した普通の住宅を転用した。社会福祉法人武蔵野千川福祉会が運営している。また一四年一月には「やはたハウス」（八幡町二丁目）も出来た。こちらは社会福祉法人武蔵野が運営している。知的障害者のグループホームは、このほか「関前桜寮」（関前五丁目・社会福祉法人武蔵野千川福祉会が運営）、「ひまわりハウス」（関前五丁目・NP〇法人ひまわりが運営）、「友愛寮」（緑町三丁目・学校法人武蔵野東学園が運営）などが次々と出来、集団生活の最小限のルールや個人のプライバシーを守りながら障害者同士それぞれがライフスタイルを大切にして暮らしている。

(↓資料編)

精神障害者のグループホームとしては、一七年二月に開設された「ミューのいえ」(NPO法人ミューが運営)がある。地域でのひとり暮らしを希望しながらその自信がないために、世話人や仲間の助けを借りて、ひとり暮らしの練習をする場所としており、入所期限は原則三年である。

重度身体障害者のグループホームとしては「RENGA」(八幡町三丁目)が今期をオーバーするが一八年四月にオープンした。こちらは木造二階建てで五人が暮らす。部屋は個室。食事作りや入浴などの生活全般を近隣の市民に支えられている。社会福祉法人武蔵野が運営する。重度肢体障害者共同生活寮を作る会(昭和五三年三月発足)が武蔵境のアパート「あづま荘」を借りての通所訓練をスタートさせてから実に二九年かかった。その間、亜細亜大学の一般奉仕会「細流(せせらぎ)」、ボランティアあけぼの、日本青年奉仕会三六五日ボランティアなどが廃品回収や駅頭での花売り、街頭募金などをして「共同生活寮」を建設する夢を支える。通所訓練作業所・愛と和の家(五六年開設)と統合し「レンガの会」としたのが平成二(一九九〇)年。この年、愛と和の家発足一〇周年記念チャリティコンサートを開き、市民文化会館大ホールを満席にした。東京都が六年に緊急整備三か年計画の中で重度肢体障害者グループホームの整備を打ち出した時、レンガの会は社会福祉法人武蔵野と協議をし、都の助成を受けることになる。その際、同会はグループホーム建設資金として積み立ててきた資金四〇八八万円の他に車いす用送迎車などを同法人に寄付をした。これによってグループホーム実現に弾みが付いた。

自由が認められること

ここまで武蔵野市の障害者福祉の三〇年間に、話題を提供した施策を紹介してきたが、武蔵野千川福祉会の月村己佐夫の言葉を確認したい。

「ノーマライゼーションとは、福祉を取り巻く法律や制度以前に、障害者が一人の個人として尊重されることであり、自由が認められることである。障害者が地域社会で生きていくのに、健常者との間で共通感覚が形成されなければ、法律や制度がどんなに整備されても、ノーマライゼーションの理念の具体化にはならない」（千川作業所創立二〇周年記念誌「無我夢中で二〇年」）

障害者福祉センターや障害者総合センターでの送迎の時、通りかかる近所の人は必ずといつていいほど、乗り降りする障害者に声をかけ、あるいは手を振って挨拶をする。「今日も元気に来られてよかったね」「ありがとう」―何気ない会話だが笑顔がある。月村の言う「健常者との共通感覚」であろう。人里離れた山奥の施設ではなく、まちの中の施設だから、大勢の人と会える！と、利用者も職員も感じる。障害者が家に引きこもらないで、毎日施設に通ってくる意味であろう。さらに、生きがい対策としても、作業所や授産施設の存在は大きい。障害者就労支援の実践家で「チャレンジャー」（知的障害者小規模通所授産施設・境南町四丁目）の所長でもある新堂薫は言う。

「利用者（障害者）の働く能力を最大限に發揮させること、それは個々の人間的な育ちに結びついていきます。仕事に向かっただけの達成感、満足感を持つことが大事ですね。その結果が工賃を高めることによって、さらに引き出せることが大事なんです」

（七） 障害者にやさしいまち

市が補助をし、障害者の移動の自由を保障する「武蔵野市福祉タクシー」の利用者の枠は、昭和五七（一九八二）年度から拡大した。それまで身体障害者三級以上だったが―四級に、視力障害者は一級だったが―二級に、知的

障害者は一度だったが一〇三度に拡大した。視覚障害者ガイドヘルプ事業も市は六三年に開始した。視覚障害者の外出を支える。また代読や代筆をする。そのためにガイドヘルパーを派遣する制度（登録制）である。

武蔵野市指定リフトタクシー「つながり」（車いす・寝台車用ワゴン車）の運行は平成五（一九九三）年七月から始まった。「つながり」はムーバスやレモンキャブと並ぶ地域コミュニティ交通網の一つである。利用は武蔵野市民に限られるが、車いす利用の人は車いすのまま、また寝台に寝た状態でもそのまま乗降出来、車内にストレッチャー、布担架、酸素ボンベ、点滴ホルダーが備わっていて、全てに対応出来る。希望があれば看護師も同乗させることが出来る（有料）。予約制だが、緊急の場合は当日でも申し込める。但し日曜・祝日は休み。武蔵野市福祉タクシー券が利用出来、身体障害者手帳を持っている人は一割引き。市がタクシー事業者に協力事務費（一回一〇〇円）を助成する。これを一歩進めた「レモンキャブ」の誕生があるが、そちらは本節三の（五）を参照されたい。

「公共施設に関する福祉環境整備指針」は平成五年一〇月に障害福祉課が発行した。市の全施設のアプローチや駐車場、玄関まわり、スロープ、便所、洗面所、観覧席・客席、コンセント・スイッチ類、緊急時の設備、道路、ブロック、公園…、これらが障害者にとって使いやすいものになっているか、きめ細かく改善の必要を示したものだ。指針に基づいて三鷹駅北口のエスカレーター第一号が五年一〇月に設置された。高齢者や障害者にやさしいまちの整備を優先させることをうたった交通バリアフリー基本計画は別項に記述する。（↓第六章第三節四）

もっと、町に出よう！ 『もっと、町に出よう！ アルク』（A4判カラー・八〇ページ）は、平成（一九九七）九年四月、ボランティアセンター武蔵野（略してVCM、吉祥寺本町四丁目）が非売品として発行した。アルクは、町を楽しむ！ という視点に立ち、吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅圏のエンジョイエリア（一

五八店舗」と町別（市内一三町）エリアを一〇〇余人の調査ボランティアがくまなく歩いて作った「とっておきの店」ガイドである。施設や店舗毎に、一六の設備マークのうち、どれとどれがその場所に設置されているかを瞬時に知ることが出来る。たとえば、「車いす用のエレベーターがある」マーク、「職員や店員の介助がある」マーク、「盲導犬や介助犬を連れて入れる」マークがあるかないか……。これらの情報が分かるだけでも、障害者にとって外出の助けになるはずである。この企画は七年に遊企画（村井真理子・蓬田恭子・岩崎みどり）がボランティアセンターに持ち込み、八年度の事業として「マップをつくる市民の会」を創り、多くの市民ボランティアが参加して約二年で完成させた。

障害者専用とはいわずに、誰でも使えるタウンガイドにした。障害者も遊びのためにもっとまちに出てほしいというのがねらいだった。市外からの反響が大きかった。中学校の保健体育副読本にも掲載され、五〇〇〇部を作ったが品切れになった。

バリアフリー情報 平成一四（二〇〇二）年八月には武蔵野市民社会福祉協議会とボランティアセンター武蔵野 **from むさしの** が「バリアフリー情報 **from むさしの**」（八ツ折り大判のマップ）を発行した。これは、一三年九月～一四年三月の調査に基づいて作られた。

表のカラー面は「車いすのためのお役立ちマップ トイレ&駐車場」の情報だ。「イトーヨーカドー武蔵境店東館」を探したら、車いすマークがすぐに見付かった。情報欄は「住・境南町二二二二〇電話・FAX 休・無休 P有り、車いす用八台、有料、係員いる 出入り口・自動 車いす用WC有り」と懇切丁寧である。

裏の二色刷りページは「いざという時のためのお役立ちマップ 病院」の情報だ。「病院」マップには救急病院と

一般病院のマーク（赤十字）が色分けされている。マークの横にある番号と病院名はよく見える文字の大きさ。計一四三軒の病院・医院の一軒一軒の情報が一四三番 小松医院 診・内、小、循 住・吉祥寺南町（番地） 電話・FAX・休・月、祝 P・有り・無料 車いす用WC無し」と分かりやすい。

車いすで外出出来るか出来ないかは、行き先の出入り口の広さ、段差、緩やかなスロープ、車いす対応トイレの有・無で決まる。ホテル、百貨店、大型スーパー、市役所、図書館、コミセン、子ども施設、高齢者施設など市内の比較的大きな建物（七五か所選んだ）、武蔵野中央公園や井の頭公園なども、トイレ・駐車場情報がマップで分かるから、車いす利用者の気持ちは楽になる。

障害児の放課後

第二節二（二）の地域社協づくりの項で紹介した南町福祉の会の「ウイズ」（障害児の放課後活動）は平成一一（一九九九）年、地域に住む知的障害児を持つ母親のつぶやきがきっかけとなった。「保育園を卒園して遠くの小学校へ行くので地域から離れて生きていくのかと思うとさびしい」。母親の悩みを聞いた一人の視覚障害者が自宅の離れを提供した。ボランティアによってこの児童は、放課後を地域で過ごせるようになった。「ウイズ」は以降一〇年以上続いている。

四小地区福祉の会では、重度障害児を持つ母親の「大規模な震災が起こった時に、地域の人の手助けが欲しい」との要望を受け止めた。一二年九月、同会は「災害時支援マップづくり」に取り組む。その方法は、災害弱者といわれる高齢者・障害者の自宅をあらかじめ把握する。災害時に手分けして駆け付けるグループを地図の上に明記しておくのである。障害者が通っている施設には、福祉の会のメンバーが同行して、日常生活の動きも確認しておくというきめの細かさだ。

こうして地域の誰かが出来ることをやってみるところから、障害者にやさしいまちが出来ていく。